



# 茨城県報

第 1 8 3 6 号

平成18年12月25日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (障害福祉課) .....	1
大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) .....	3
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) .....	5
保安林の指定施業要件の変更の予定 (林業課) .....	6
保安林の指定の解除の予定 (林業課) .....	7
県道の管理に関する協議に対する同意 (道路維持課) .....	8
道路の区域の変更 (3件) (道路維持課) .....	8
土砂災害警戒区域等の指定 (3件) (河川課) .....	9
土地改良事業の認可 (土地改良事務所) .....	16

### 公 告

家畜伝染病の発生 (畜産課) .....	16
開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課) .....	16
道路の位置の指定 (2件) (建築指導課) .....	17

### ( 監 査 委 員 )

住民監査請求に対する監査の公表.....	18
定期監査の公表.....	59
財政的援助団体等の監査の公表.....	61
定期監査結果に基づく措置状況の公表.....	64

## 告 示

茨城県告示第1432号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	事業所番号	変更内容			変更年月日
				変更事項	変更前	変更後	
株式会社 ヤックスケアサービス	ヤックスヘルパーステーション龍ヶ崎	居宅介護 重度訪問介護	0810800052	事業所の所在地	龍ヶ崎市緑町22ヤックスドラッグ龍ヶ崎店内	龍ヶ崎市藤が丘1-3-1ヤックスドラッグ龍ヶ崎藤ヶ丘店内	平成18年12月1日

## 茨城県告示第1433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

ギガスケーズデンキ株式会社

代表取締役 加 藤 修 一

## (2) 住所

水戸市柳町1丁目13番20号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ水戸内原バイパス店

内原町内原駅北土地区画整理事業地内 25街区 12画地

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ水戸内原バイパス店

(変更後) ケーズデンキ水戸内原店

## (3) 変更の年月日

平成18年12月14日

## (4) 変更する理由

正式名称が決定したため

## 3 届出年月日

平成18年12月6日

## 茨城県告示第1434号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社グリーンショッピングセンター

代表取締役 荒 木 ■ 昌

(2) 住所

坂東市辺田1517番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンショッピングセンター

坂東市辺田1517番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

	氏名又は名称	住 所	代表者氏名
代表者変更	株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋 5 丁目51番12号	太 田 清 徳
退 店	株式会社エイエスピー	東京都港区芝浦 4 丁目17番地 3 号 3 F	青 木 崇

(変更後)

	氏名又は名称	住 所	代表者氏名
代表者変更	株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋 5 丁目51番12号	高 橋 恵 三

(3) 変更の年月日

代表者変更 平成18年 3 月 1 日

退 店 平成17年 1 月31日

(4) 変更する理由

代表者変更 代表取締役の変更のため

退 店 小売業を行う者の退店のため

3 届出年月日

平成18年12月 5 日

茨城県告示第1435号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び管轄する県南地方総合事務所商工労政課におい

て縦覧に供する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ウエルシア守谷ひがし野店

守谷市ひがし野2丁目2-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成18年5月22日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7	鈴木孝之

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年1月8日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,431m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 73台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 20台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 22m<sup>2</sup>  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 14m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (開店時刻) 午前10時  
 (閉店時刻) 翌午前0時  
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前9時30分～翌午前1時 (一部午後9時)  
 (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
 2箇所  
 (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前8時～午前10時

キ 届出年月日

平成18年5月8日

2 意見の概要

意見なし

~~~~~

## 茨城県告示第1436号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成3年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

## (1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

| 貸付期間        | 融資機関                       | 資金種類   |        | 加工流通施設整備資金        |                    | 保健機能増進施設整備資金 |                   |
|-------------|----------------------------|--------|--------|-------------------|--------------------|--------------|-------------------|
|             |                            | 貸付対象者  |        | A                 |                    | A            |                   |
|             |                            |        |        | 貸付金のうち2億7千万円までの部分 | 貸付金のうち2億7千万円を超える部分 | B            | 貸付金のうち2億7千万円までの部分 |
| 6年以内        | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.50% | 年1.25% | 年1.00%            | 年1.75%             | 年1.50%       | 年1.25%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.65% | 年0.40% | 年0.15%            | 年0.90%             | 年0.65%       | 年0.40%            |
| 6年を超え7年以内   | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.50% | 年1.25% | 年1.00%            | 年1.75%             | 年1.50%       | 年1.25%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.65% | 年0.40% | 年0.15%            | 年0.90%             | 年0.65%       | 年0.40%            |
| 7年を超え8年以内   | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.45% | 年1.20% | 年0.95%            | 年1.70%             | 年1.45%       | 年1.20%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.60% | 年0.35% | 年0.10%            | 年0.85%             | 年0.60%       | 年0.35%            |
| 8年を超え9年以内   | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.35% | 年1.10% | 年0.85%            | 年1.60%             | 年1.35%       | 年1.10%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.50% | 年0.25% | -                 | 年0.75%             | 年0.50%       | 年0.25%            |
| 9年を超え10年以内  | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.25% | 年1.00% | 年0.75%            | 年1.50%             | 年1.25%       | 年1.00%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.40% | 年0.15% | -                 | 年0.65%             | 年0.40%       | 年0.15%            |
| 10年を超え11年以内 | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.25% | 年1.00% | 年0.75%            | 年1.50%             | 年1.25%       | 年1.00%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.40% | 年0.15% | -                 | 年0.65%             | 年0.40%       | 年0.15%            |
| 11年を超え12年以内 | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.15% | 年0.90% | 年0.65%            | 年1.40%             | 年1.15%       | 年0.90%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.30% | 年0.05% | -                 | 年0.55%             | 年0.30%       | 年0.05%            |
| 12年を超え13年以内 | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.15% | 年0.90% | 年0.65%            | 年1.40%             | 年1.15%       | 年0.90%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.30% | 年0.05% | -                 | 年0.55%             | 年0.30%       | 年0.05%            |
| 13年を超え14年以内 | ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合 | 年1.05% | 年0.80% | 年0.55%            | 年1.30%             | 年1.05%       | 年0.80%            |
|             | 上記以外の場合                    | 年0.20% | -      | -                 | 年0.45%             | 年0.20%       | -                 |

|                 |                                |        |        |        |        |        |        |
|-----------------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 14年を超え<br>15年以内 | ガイドライン第3の2の(1),<br>(3)及び(5)の場合 | 年1.05% | 年0.80% | 年0.55% | 年1.30% | 年1.05% | 年0.80% |
|                 | 上記以外の場合                        | 年0.20% | -      | -      | 年0.45% | 年0.20% | -      |

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人）を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

| 融資機関 | 貸付対象者         | 農 林 漁 業 者                   | 農業協同組合等 |
|------|---------------|-----------------------------|---------|
|      |               | ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合 | 年1.25%  |
|      | 上 記 以 外 の 場 合 | 年0.40%                      | 年0.40%  |

(注) 1 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年11月22日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第1437号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

久慈郡大子町大字上野宮字柿の草北向896番，常陸太田市小妻町字行石入1824番1，1824番2，字行石沢1826番，1826番1，1826番2，1826番4，1826番5，字田の沢1855番5，1857番2，1857番3，1857番5，1857番6，字豊平入1919番1，1919番2，字塩の草入1997番1，2002番1，字笠石前2183番3から2183番5まで，2189番1，2189番2，2191番1，2197番1，2197番2，字笠石後2244番2，2254番1，2275番3，2275番4，字石久保2277番1，2277番2，大中町字寺入2820番1から2820番9まで，字野中2848番，折橋町字苗平1755番1，1755番89から1755番102まで，字天竜院1756番1，1756番29から1756番35まで，1756番43から1756番55まで，1756番57，1756番58，字湯平入1571番1，1571番85から1571番95まで，小中町字生田入1839番4から1839番9まで，小妻町字猪ノ花沢1番1，2番3，2番5，3番1，5番1，5番3，5番4，6番1，6番2，7番1，8番，10番1，10番2，12番1，15番，17番1，字猪ノ花18番1から18番3まで，18番5，20番1，20番5，20番6，20番8，21番1から21番5まで，21番7から21番9まで，21番21，21番25，21番35，21番42，21番43，小中町字笠原入2134番1，2195番から2200番まで，2202番，2203番，2204番1，2204番2，2205番，

2206番, 2208番, 2209番, 2211番 1, 2211番 2, 2212番 1, 2213番, 2214番, 2214番 1, 2215番, 2217番から  
 2224番まで, 2226番, 2228番, 2228番 1, 2229番, 2229番 2, 2231番, 2231番 1, 2233番, 2234番 1, 2234番  
 2, 2235番から2237番まで, 2238番 1, 2238番 2, 2239番から2243番まで, 2245番, 2245番 2 から2245番 5 ま  
 で, 2246番, 2247番, 2247番 1, 2248番 1, 2250番, 2251番, 2256番, 2260番, 2262番, 2264番から2266番ま  
 で, 2266番 1, 2268番 1, 2268番 2, 2270番 1, 2271番, 2272番 1, 2272番 2, 2274番 1, 2275番 1 から2275  
 番 6 まで, 2276番, 2277番, 2278番 1, 2278番 2, 2280番 1, 2280番 2, 字宿入2281番から2283番まで, 2284  
 番 1, 2284番 2, 2285番, 2286番, 2286番 1, 2287番から2297番まで, 2299番, 2299番 1 から2299番 3 まで,  
 2300番, 2301番, 2302番 1, 2302番 2, 2303番から2308番まで, 2314番, 2315番 1, 2315番 2, 2317番 1 から  
 2317番 3 まで, 2317番 5, 2318番, 2319番, 2323番, 2327番, 2329番, 2330番 1, 2330番 2, 2331番 1, 2331  
 番 5, 2332番, 2334番, 2336番, 2337番 1, 2339番 1, 2343番, 2344番, 字猪ノ鼻2345番から2348番まで,  
 2350番から2355番まで, 2359番, 2359番 1, 2361番, 2361番 1, 2362番, 2362番 1, 2364番, 里川町字油沢661  
 番 1 から661番19まで, 字中新田731番 2, 731番 3, 字室下733番 1 から733番 4 まで, 733番 7 から733番52ま  
 で, 折橋町字横川1283番 1, 1284番, 1284番 2, 字北ノ大沢1873番, 1886番, 1887番 2, 1887番 3, 1888番 1,  
 1889番 1, 1889番 2, 1889番 5, 1889番 6, 1890番 1, 1890番 2, 1891番 1, 1891番 3 から1891番 7 まで,  
 1892番, 字南大沢1896番から1900番まで, 1896番 1 から1896番 5 まで, 1896番 7, 1896番 8, 1896番11, 1896  
 番17から1896番19まで, 1901番 1 から1901番 6 まで, 1902番, 1903番 1 から1903番 3 まで, 1903番10, 1903番  
 11, 1904番, 1905番 1 から1905番 3 まで, 1906番から1910番まで, 1912番 1 から1912番 5 まで, 1913番, 1913  
 番 1 から1913番 7 まで, 1914番 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は, 定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定  
 める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を茨城県庁並びに常陸太田市役所及び大子町役場に備え置いて縦覧に供  
 する。)

茨城県告示第1438号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので, 森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規定に  
 より告示する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

神栖市波崎字浜道6714番13から6714番15まで, 6714番22から6714番24まで, 6714番49から6714番52まで

2 指定された目的

飛砂の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅 (建物用地)

## 茨城県告示第1439号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第17条第2項の規定により, 次のとおり県道の管理に関する協議に同意した。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道東野田古河線
- 2 区 間 古河市本町一丁目1505番23地先 から  
古河市本町一丁目5579番6地先  
県道野木古河線交点まで
- 3 管理を行う者 古河市
- 4 管理を行う日 平成19年1月1日から

## 茨城県告示第1440号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき, 道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は, 平成18年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 石岡城里線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                    | 旧新の別    | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要 |
|--------------------------------------------------------|---------|---------|------|-----|
| 東茨城郡城里町大字上入野字蛇田1546番1地先から<br>東茨城郡城里町大字上入野字北山2787番1地先まで | (A)     | メートル    | メートル | 770 |
|                                                        |         | 最大 19.5 |      |     |
|                                                        | 旧       | 最小 4.5  | 579  |     |
|                                                        |         | 最大 84.4 |      |     |
| 新 (B)                                                  | 最小 11.5 | 579     | 旧道移管 |     |
|                                                        | 最大 84.4 |         |      |     |
|                                                        |         | 最小 11.5 |      |     |

## 茨城県告示第1441号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき, 道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は, 平成18年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 461号
- 3 道路の区域



| 区 間                                                         | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要         |
|-------------------------------------------------------------|-------|---------|------|-------------|
| 久慈郡大子町大字大子字本町北側668番<br>1地先から<br>久慈郡大子町大字大子字瀬戸田809番<br>1地先まで | 旧 (A) | メートル    | メートル |             |
|                                                             |       | 最大 12.7 | 824  |             |
|                                                             | (A)   | 最大 12.7 | 824  | バイパスの<br>新設 |
|                                                             |       | 最小 5.5  |      |             |
|                                                             | (B)   | 最大 76.4 | 638  |             |
|                                                             |       | 最小 7.5  |      |             |

茨城県告示第1442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 飯岡石岡線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                  | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要         |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|-------|-------------|
| 石岡市中津川字後田2026番地先から<br>石岡市茨城1丁目4921番3地先まで                                             | 旧 (A) | メートル    | メートル  |             |
|                                                                                      |       | 最大 14.8 | 1,465 |             |
| 石岡市中津川字後田2026番地先から<br>石岡市茨城1丁目4921番3地先まで<br>石岡市中津川字後田2026番地先から<br>石岡市国府7丁目7071番1地先まで | (A)   | 最大 14.8 | 1,465 | バイパスの<br>新設 |
|                                                                                      |       | 最小 4.0  |       |             |
|                                                                                      | (B)   | 最大 50.0 | 2,194 |             |
|                                                                                      |       | 最小 13.0 |       |             |

茨城県告示第1443号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、常陸太田市役所建設課及び茨城県常陸太田土木事務所において縦覧に供する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 土砂災害警戒区域

| 市町村名  | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示       |
|-------|-------------|---------------------|-------------------|
| 常陸太田市 | 田代沢上        | 土石流                 | 次の図のとおり<br>(図面省略) |
|       | 上宮河内沢大草沢    | 土石流                 |                   |
|       | 数珠木沢        | 土石流                 |                   |

|          |         |
|----------|---------|
| 愛宕沢      | 土石流     |
| 東竹ノ内沢    | 土石流     |
| 盆ヶ沢      | 土石流     |
| 富士山      | 急傾斜地の崩壊 |
| 入千寿 - 1  | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士山下 - 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大草 - 1   | 急傾斜地の崩壊 |
| 蜂巢 - 1   | 急傾斜地の崩壊 |
| 高橋 - 1   | 急傾斜地の崩壊 |
| 入千寿 - 2  | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士山下 - 2 | 急傾斜地の崩壊 |

## 2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名  | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|---------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 常陸太田市 | 田代沢上          | 土石流                 | 次の図のとおり<br>(図面省略)                              |
|       | 数珠木沢          | 土石流                 |                                                |
|       | 東竹ノ内沢         | 土石流                 |                                                |
|       | 盆ヶ沢           | 土石流                 |                                                |
|       | 富士山           | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|       | 入千寿 - 1       | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|       | 富士山下 - 1      | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|       | 大草 - 1        | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|       | 蜂巢 - 1        | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|       | 高橋 - 1        | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|       | 入千寿 - 2       | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|       | 富士山下 - 2      | 急傾斜地の崩壊             |                                                |

## 茨城県告示第1444号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、鹿嶋市役所道路整備課及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 土砂災害警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示       |
|------|-------------|---------------------|-------------------|
| 鹿嶋市  | 須賀田         | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり<br>(図面省略) |
|      | 楯ノ宮         | 急傾斜地の崩壊             |                   |

|         |         |
|---------|---------|
| 奈良毛     | 急傾斜地の崩壊 |
| 孝       | 急傾斜地の崩壊 |
| 武井      | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮中一丁目   | 急傾斜地の崩壊 |
| 根古ヤ     | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲荷台     | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶴井川     | 急傾斜地の崩壊 |
| 神野四丁目   | 急傾斜地の崩壊 |
| 須賀台 - 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 須賀台 - 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 向山 - 1  | 急傾斜地の崩壊 |
| 関内      | 急傾斜地の崩壊 |
| 沼尾      | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山二丁目   | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山四丁目   | 急傾斜地の崩壊 |
| 沼尾 2    | 急傾斜地の崩壊 |
| 下埞      | 急傾斜地の崩壊 |
| 武井 1    | 急傾斜地の崩壊 |
| 武井 2    | 急傾斜地の崩壊 |
| 津賀 1    | 急傾斜地の崩壊 |
| 津賀 2    | 急傾斜地の崩壊 |
| 津賀      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中 1     | 急傾斜地の崩壊 |
| 中 2     | 急傾斜地の崩壊 |
| 奈良毛 1   | 急傾斜地の崩壊 |
| 角折      | 急傾斜地の崩壊 |
| 小山      | 急傾斜地の崩壊 |
| 須賀      | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮中      | 急傾斜地の崩壊 |
| 鉢形      | 急傾斜地の崩壊 |
| 粟生      | 急傾斜地の崩壊 |

2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------|---------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 鹿嶋市  | 須賀田           | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり<br>(図面省略)                              |
|      | 楯ノ宮           | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 奈良毛           | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 孝             | 急傾斜地の崩壊             |                                                |

|         |         |
|---------|---------|
| 武井      | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮中一丁目   | 急傾斜地の崩壊 |
| 根古ヤ     | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲荷台     | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶴井川     | 急傾斜地の崩壊 |
| 神野四丁目   | 急傾斜地の崩壊 |
| 須賀台 - 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 須賀台 - 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 向山 - 1  | 急傾斜地の崩壊 |
| 関内      | 急傾斜地の崩壊 |
| 沼尾      | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山二丁目   | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山四丁目   | 急傾斜地の崩壊 |
| 沼尾 2    | 急傾斜地の崩壊 |
| 下埞      | 急傾斜地の崩壊 |
| 武井 1    | 急傾斜地の崩壊 |
| 武井 2    | 急傾斜地の崩壊 |
| 津賀 1    | 急傾斜地の崩壊 |
| 津賀 2    | 急傾斜地の崩壊 |
| 津賀      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中 1     | 急傾斜地の崩壊 |
| 中 2     | 急傾斜地の崩壊 |
| 奈良毛 1   | 急傾斜地の崩壊 |
| 角折      | 急傾斜地の崩壊 |
| 小山      | 急傾斜地の崩壊 |
| 須賀      | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮中      | 急傾斜地の崩壊 |
| 鉢形      | 急傾斜地の崩壊 |
| 粟生      | 急傾斜地の崩壊 |

茨城県告示第1445号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、土浦市役所総務課情報公開室及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の表示       |
|------|-------------|---------------------|-------------------|
| 土浦市  | 小松ヶ丘 1      | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり<br>(図面省略) |
|      | 小松ヶ丘 2      | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 中 1         | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 中 2         | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 右粕          | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 烏山 1        | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 中貫 2        | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 中貫 3        | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 中貫 4        | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 常名 1 - 1    | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 常名 1 - 2    | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 常名 2        | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 木田余 1       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 木田余 2       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 西真鍋町        | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 真鍋 3 丁目     | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 東真鍋町        | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 木田余 3       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 手野町 1       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 手野町 2       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 手野町 3       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 三蔵          | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 中内          | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 上高津 1       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 上高津 2       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 下高津 1       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 下高津 2       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 下高津 3       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 小松 1        | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 小松 2 - 1    | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 小松 2 - 2    | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 大岩田 1       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 大岩田 2 - 2   | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 大岩田 2 - 1   | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 千鳥ヶ丘町       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 霞ヶ岡町 1      | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 国分町 1       | 急傾斜地の崩壊             |                   |
|      | 国分町 2       | 急傾斜地の崩壊             |                   |

|        |         |
|--------|---------|
| 中高津 1  | 急傾斜地の崩壊 |
| 天川     | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩田西 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩田東   | 急傾斜地の崩壊 |
| 中 3    | 急傾斜地の崩壊 |
| 右朧 - 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 烏山 2   | 急傾斜地の崩壊 |
| 板谷     | 急傾斜地の崩壊 |
| 前山     | 急傾斜地の崩壊 |
| 一町田台   | 急傾斜地の崩壊 |
| 中神立町   | 急傾斜地の崩壊 |
| 青木     | 急傾斜地の崩壊 |
| 東      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中高津 2  | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士崎    | 急傾斜地の崩壊 |
| 霞ヶ岡町 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 久道地    | 急傾斜地の崩壊 |

## 2 土砂災害特別警戒区域

| 市町村名 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------|---------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 土浦市  | 小松ヶ丘 1        | 急傾斜地の崩壊             | 次の図のとおり<br>(図面省略)                              |
|      | 小松ヶ丘 2        | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 中 1           | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 中 2           | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 右朧            | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 烏山 1          | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 中貫 2          | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 中貫 3          | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 中貫 4          | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 常名 1 - 1      | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 常名 1 - 2      | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 常名 2          | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 木田余 1         | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 木田余 2         | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 西真鍋町          | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 真鍋 3 丁目       | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 東真鍋町          | 急傾斜地の崩壊             |                                                |
|      | 木田余 3         | 急傾斜地の崩壊             |                                                |

|           |         |
|-----------|---------|
| 手野町 1     | 急傾斜地の崩壊 |
| 手野町 2     | 急傾斜地の崩壊 |
| 手野町 3     | 急傾斜地の崩壊 |
| 三蔵        | 急傾斜地の崩壊 |
| 中内        | 急傾斜地の崩壊 |
| 上高津 1     | 急傾斜地の崩壊 |
| 上高津 2     | 急傾斜地の崩壊 |
| 下高津 1     | 急傾斜地の崩壊 |
| 下高津 2     | 急傾斜地の崩壊 |
| 下高津 3     | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松 1      | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松 2 - 1  | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松 2 - 2  | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩田 1     | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩田 2 - 2 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大岩田 2 - 1 | 急傾斜地の崩壊 |
| 千鳥ヶ丘町     | 急傾斜地の崩壊 |
| 霞ヶ岡町 1    | 急傾斜地の崩壊 |
| 国分町 1     | 急傾斜地の崩壊 |
| 国分町 2     | 急傾斜地の崩壊 |
| 中高津 1     | 急傾斜地の崩壊 |
| 天川        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩田西 2    | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩田東      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中 3       | 急傾斜地の崩壊 |
| 右耨 - 1    | 急傾斜地の崩壊 |
| 烏山 2      | 急傾斜地の崩壊 |
| 板谷        | 急傾斜地の崩壊 |
| 前山        | 急傾斜地の崩壊 |
| 一町田台      | 急傾斜地の崩壊 |
| 中神立町      | 急傾斜地の崩壊 |
| 青木        | 急傾斜地の崩壊 |
| 東         | 急傾斜地の崩壊 |
| 中高津 2     | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士崎       | 急傾斜地の崩壊 |
| 霞ヶ岡町 2    | 急傾斜地の崩壊 |
| 久道地       | 急傾斜地の崩壊 |



## 茨城県告示第1446号

羽賀沼土地改良区から平成18年9月20日付けで施行認可申請のあった農業基盤整備事業（かんがい排水事業）寺内地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成18年12月7日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消の訴えを提起することができる。

平成18年12月25日

茨城県稲敷土地改良事務所長 福 田 一 夫

## 公 告

## 家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生場所 | 発 生 年 月 日      | 転 帰                           | 備 考 |
|----------|-------|-------------|------|------|----------------|-------------------------------|-----|
| ヨーネ病     | 牛     | 患畜          | 1頭   | 境町   | 平成18年<br>12月1日 | 家畜伝染病予防法<br>第17条の規定により<br>殺処分 |     |

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字遠西229番10, 231番18

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松1411番地（原電滝坂社宅G - 12号）

武 藤 大 輔

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市須田字豊住4421番3

## 2 事業主の住所及び氏名

神栖市須田字豊住4421番3

高 品 広 彦, 高 品 水 帆 子

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称



守谷市百合ヶ丘三丁目字土塔前2657番 1, 同番 6

2 事業主の住所及び氏名

千葉県中央区問屋町 1 番35号

ミサワホーム東関東株式会社

代表取締役 藤 井 浩 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市中山字曾根4199番 2, 4200番 2, 4201番 2

2 事業主の住所及び氏名

稲敷市浮島4404番地

株式会社 実建設工業

代表取締役 黒 田 実

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市深谷字とノ区376番 1, 377番 1, 381番 1

2 事業主の住所及び氏名

土浦市神立中央 1 丁目11番43号

株式会社ひので屋

代表取締役 瀧 喜 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5110番 9

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見4666番地1374

吉 村 公 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字若栗字中台後2675番 2, 同番 4, 同番 8

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字若栗3418番地81

横 田 洋 子

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者 |                    | 道 路 の 位 置           | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|-------|--------------------|---------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名   | 住 所                |                     | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 422 号 | 平成18年12月18日 | 安達 和夫 | 銚田市紅葉町892番<br>地139 | 銚田市舟木字土井林<br>202番97 | メートル<br>6.10 | メートル<br>76.07 |

| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者 |                  | 道 路 の 位 置                                                                 | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|-------|------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名   | 住 所              |                                                                           | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 418 号 | 平成18年12月14日 | 小沼 稔行 | 銚田市台濁沢1234番<br>2 | 銚田市銚田字七峰776<br>番115, 同番118, 同番<br>136, 同番137, 同番<br>140, 同番144, 同番<br>146 | メートル<br>6.00 | メートル<br>93.06 |

## ( 監 査 委 員 )

## 茨城県監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、水戸市鯉淵町2125 - 1 特定非営利活動法人すだちの請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年12月25日

茨城県監査委員 葉 梨 衛  
同 鶴 岡 正 彦  
同 寺 門 義 一  
同 平 田 公 敏

本件契約においては、所期の成果が外形的には概ね達成されたものと認められることから、県の損害は認められなかったが、県における契約の履行確認の検査において重要な是正すべき事項が認められたので、知事に対して次のとおり勧告する。

平成17年度の本事業において、事実と異なる実績報告書が提出されていたこと及び県が契約の履行確認の検査を怠ったことなどの重大な欠陥があったので、監査結果を踏まえて、各事業者に対して実績報告書の再提出を求め、改めて履行確認の検査を行い、契約額を再確認すること。また、契約額の再確認において、契約書第6条による返還が生じる場合は、事業者に対して、その履行を求めること。

平成18年度に同様の契約を行っているものについても、同様な誤りを繰り返さないよう、本監査結果を踏まえて改善すること。

これらの措置をとった上で、その内容及び結果を平成19年1月31日までに報告すること。

加えて、本件に関連して、今後、留意又は検討すべき事項が認められたことから、知事に対して、次のとおり意見を付す。

- (1) 本件のような誤りを繰り返さないよう、今後の同種の契約に当たっては、次の事項に留意されたい。

客観的な検査ができるよう、契約において県が得るべき成果を明確にすること。

必要に応じて会計処理のマニュアル等を示すとともに、事業者側の経費配分を制限する必要がある場合は、

その制限が事業者によって履行されるよう、また、制限の履行を県が確認できるよう、当該事業に要した経費を他の経費と明確に区別するなどの適切な条件を付すこと。

履行確認において事業者側の会計処理を確認する必要があるものについては、検査に当たる職員は、真正な証拠書類によって確認すること。

- (2) 県、市町村、NPO等関係機関の役割分担を再確認し、県において実施可能なものは県が直接実施すること、補助事業に適したものは補助事業とすること等を含めて、事業のあり方を再検討されたい。

なお、監査結果の詳細は、次のとおりである。

## 第 1 請求内容

### 1 請求書の受理

- (1) 請求書の受付

平成18年10月17日

- (2) 請求人

特定非営利活動法人すだち

- (3) 証拠の提出及び陳述の実施

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成18年11月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この陳述により、主張する内容の補足説明があった。なお、新たな証拠の提出はなかった。

### 2 請求内容

請求人から提出された請求書、事実証明書、補足説明書及び陳述から、主張内容及び求める措置の内容を次のとおり整理した。

- (1) 主張内容

ア 県が、平成17年度に4NPO法人に委託した、「ひきこもり当事者への社会参加支援事業」に関し、報償費、旅費、需用費、通信運搬費等の使い方において、それぞれの数量や金額が社会通念上認められる範囲を逸脱していること。

- ア 「茨城NPOセンター・コモンズ」が、実績報告書、団体規模、事業内容と照らし合わせて、社会通念上認められる範囲を逸脱した支出をしている。

コーディネーター雇いあげ費用として749,000円、コーディネート事業旅費に100,000円を支出しているが、この事業のためにコーディネート者を雇いあげた効果は全くない。

事例集10ページの作成のために241,910円を支出している。

実績報告書に記載のないパネリストに100,000円を支出している。

水戸市内に事業所を探す旅費に57,370円を支出している。

文具類に97,093円、インク代に86,840円、コピー代に103,676円、研修資料代に39,719円を支出しているが、他の事業との明確な分類がなされたのか疑わしい。

ひきこもり事業に関する配達費用に141,090円支出している。

電話代に62,162円支出している。

- イ 「Future School 燦」が、実績報告書、団体規模、事業内容と照らし合わせて、社会通念上認められる範囲を逸脱した支出をしている。

協力事業所の登録日、市町村支援日、情報交換会が、すべて契約以前の日付になっている。

旅費に190,000円支出している。

実績報告書に記載のないチラシ作成費に45,000円支出している。

コピー代に33,700円支出している。

通信費に79,500円支出している。

- (ウ) 「里芋の会」が、実績報告書、団体規模、事業内容と照らし合わせて、社会通念上認められる範囲を逸脱した支出をしている。

協力事業者リストに、契約締結以前の平成17年4月、6月登録分の記載がある。

実績報告書に記載のないチラシ作成費に60,000円支出している。

旅費に159,000円支出している。

コピー代に56,000円支出している。

通信費に77,000円支出している。

- (エ) 「子どもの研究所」が、実績報告書、団体規模、事業内容と照らし合わせて、社会通念上認められる範囲を逸脱した支出をしている。

旅費に159,000円支出している。

実績報告書に記載のないチラシ作成費に100,000円支出している。

コピー代に42,000円支出している。

通信費に78,000円支出している。

#### イ 県の事務処理に法令違反等があること。

- (ア) 県財務規則第97条～99条により、概算払い精算時に、証拠書類の添付が義務づけられているにもかかわらず、不透明な費用の用途と公費に見合わない領収書等の支出証明・証拠書類の提出を求めておらず、県財務規則に違反している。

- (イ) 地方自治法第234条の2において、契約履行の確認・監査・検査をしなければならないと定めているにもかかわらず、不透明な費用の用途と公費に見合わない実績報告を認め、契約履行の確認・監査・検査の義務を怠り、県財政に大きな損失を与えた。

- (ウ) 契約書で、「委託事業の提出を受けたときは、内容がこの契約に適合するものであるかどうか審査すること。」と明記してあるにもかかわらず、県は、内容の適合性を審査することを怠った。

- (エ) 本件支出は、地方自治法第2条第14項で規定されている「最小の経費で最大の効果を挙げること」及び、地方財政法第4条第1項で規定されている「経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて支出してはならないこと」に違反している。

#### ウ 関係者の責任

本件の支出関係者は県の損害を補填すべくこれを返還する責任、相手方は不当利得を返還もしくは損害賠償する責任がある。

#### (2) 求める措置の内容

- ア 知事、保健福祉部長、保健予防課長、保健予防課担当課長補佐・主査・係長は、茨城県の損失を補填すべくこれを返還すること。

- イ 平成18年度のひきこもり当事者への社会参加支援事業の休止を求める。

### 3 要件審査

平成18年10月27日、監査委員会議を開催し、要件審査を行った。審査の結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定するとともに、監査方針、監査計画、関係人調査計画等を決定した。

## 第2 監査及び関係人調査の実施

### 1 監査の実施

## (1) 監査対象事項

請求内容から監査対象事項を、次のとおり4点に整理した。

- ア 委託事業の実績報告内容と実態の相違の有無
- イ 委託事業に係る県の検査及び審査の瑕疵の有無
- ウ 委託事業に係る県の損失の有無
- エ 委託事業の18年度の休止の必要性の有無

## (2) 事務局職員による予備監査

平成18年11月8日、及び21日に、監査委員事務局2人によって、保健福祉部保健予防課を対象に監査を実施した。応対者、監査方法は以下のとおり。

< 応対者 >

課長補佐 (総括), 課長補佐 (技術総括), 業務担当主査, 業務担当係長, 庶務担当主任

< 監査方法 >

契約の妥当性に関して、事業開始の経緯、事業内容及び契約相手先の選定方法について説明を受けた。経費の積算根拠については、平成17年度の経費配分計画書をもとに、費目ごとの積算方法について説明を受け、その結果を分析整理した。

成果品の妥当性に関して、実績報告書及び収支決算書を基に、成果品の検証方法について説明を受け、その結果を分析整理した。また、成果品の一部である事例集の取り扱いについて、考え方を聴取した。

確定行為及び支出の妥当性に関して、実績報告書、収支決算書、概算払請求書、支出負担行為の表示、支出票、概算払精算書を確認し、併せて確定行為の方法について説明を受け、その結果を分析整理した。

## (3) 監査委員による監査

平成18年11月27日、監査委員4人によって、保健福祉部保健予防課を対象に監査を実施した。

< 相手方出席者 >

保健予防課長, 課長補佐 (総括), 課長補佐 (技術総括), 業務担当主査, 業務担当係長, 庶務担当主任

< 監査方法 >

監査調査に基づき、委託事業の概要、契約内容、支出内容、概算払の精算方法等について説明を求めた。

関係人調査の結果、委託事業の実績報告と実態が異なっていること、及び委託事業の監督・審査・検査方法等について質した。

## 2 関係人調査の実施

平成18年11月10日から15日まで、次の機関を対象に、17年度の受託事業に関する経費の支出に係る帳簿、伝票、その他証拠書類等の提出を求め、経費の支出項目、支出額について、実績報告内容や実績報告額と相違ないか、実地調査を実施し検証した。また、その後、平成18年12月8日まで電話等による追加確認を実施した。

- ア 特定非営利活動法人茨城NPOセンター・コモンズ (以下「コモンズ」という。)
- イ 特定非営利活動法人Future School 燦 (以下「燦」という。)
- ウ 引きこもりの青年を理解する親の会いばらき「里芋の会」(以下「里芋の会」という。)
- エ 特定非営利活動法人子どもの研究所シオン学苑 (以下「子どもの研究所」という。)

## 第3 監査結果

## 1 監査によって確認した事実

## (1) 県における契約及び支出の実態

- ア 契約の締結

## (ア) 契約の性格

この契約は、県が行う事務の一部を事業者に委託するもので、経費の算定や成果の見通しが未確定であるため、契約代金の上限を定めるだけの「概算契約」としてしている。県では、このような「概算契約」においては、消費した経費の確認が重要になることから、経費の費目別の上限や用途を制限している。

## (イ) 事業者選定の方法

県内のNPO又はそれに類する団体の中から、本事業を実施することが可能な事業者を調査して、実施可能な団体を6団体に絞り込み、契約を提示したところ、2団体が辞退したため、残り4団体と契約した。いずれもいわゆる一者随意契約である。

## (ウ) 予定価格の算出

予定価格の算出にあたっては、事業者からの参考見積りなどは徴しておらず、県の判断で積算している。賃金、需用費、通信運搬費などの積算は、いずれも漠然とした想定であって、根拠のある積算ではないが、精算を厳格に行うことで代えているものである。

## (エ) 契約額の決定

契約額は、いずれも、県が予定価格として積算した金額を上限とすると約定しているのみであり、事業者から見積りを徴して決定しているものではない。これも、「概算契約」の性格から来るものである。

## イ 契約における主な約定

## (ア) 契約の目的、事業内容、契約期間に関する約定

契約は4つの事業に分かれ、それぞれの目的と内容は別紙1のとおりである。(第1条)

事業1...ひきこもり支援を行うNPO等のコーディネート事業

事業2...社会体験の場を提供する個人・協力団体・事業所等の確保事業

事業3...市町村等への支援事業

事業4...ひきこもり者等への支援に関する情報収集及び事例収集に係る事業

事業者ごとの契約内容は次のとおりである。

コモンズ...事業1, 2, 3, 4 (契約代金の上限額は2,000,000円)

燦...事業2, 3 (契約代金の上限額は400,000円)

里芋の会...事業2, 3 (契約代金の上限額は400,000円)

子どもの研究所...事業2, 3 (契約代金の上限額は400,000円)

契約期間は、契約日(平成17年9月5日)から平成18年3月31日(第1条)

## (イ) 受注者の定期報告義務に関する約定(第1条に付された実施要項による規定)

総括NPO(全事業を実施するNPO)は、県に対して次の報告義務がある。

事業1...連絡会・研修内容を事前に県へ報告

事業2...各NPO等が登録した協力事業所の業種・数・所在地等の情報を四半期ごとに県へ報告

事業3...各NPO等が行った支援内容を四半期ごとに県へ報告

事業4...NPO等の活動や支援の状況・他県先進事例等を1回県へ報告する

他のNPO等は、【事業2】の登録した協力事業所の情報及び【事業3】の市町村支援の内容を、総括NPOに四半期ごとに報告する。

## (ウ) 実施方法、受注者の義務、成果品に関する約定

実施方法について、数量の記載のあるものは、次のものである。(第1条)

事業1...連絡会は3回程度行う、研修会は2回開催する

その他客観的に確認可能な具体的な義務付けがあるものは、次のとおりである。(第1条)

事業 1 ...ひきこもり者に先進的な支援を行っている N P O 等の一覧を作成する

事業 2 ...社会体験の場として、協力事業所の発掘及び登録し管理を行う

事業 3 ...市町村支援の対象者は、相談・支援を行っている市町村職員等とする

事業 4 ...先駆的に取り組んでいる N P O 等の活動状況や支援方法を取りまとめる

事業 4 ...他県における先進的なひきこもり者への支援策や事例を調査して整理する

事業 4 ...ひきこもり者周辺のニーズを調査して、その支援対策を取りまとめる

成果品としての具体的な規定はないが、次のそれぞれは成果品の規定と見られる。

事業 1, 2, 3, 4 それぞれの県への定期報告 (第 1 条) \* 前述(イ)のとおり

実施事業の実績報告書 (第 5 条)

事業 4 に係る事例集報告書 (第 3 条の費用区分の制限の中の印刷製本費の内容の一部)

(ニ) 契約代金の支払いに関する約定

委託費として、1, 2, 3, 4 の事業を受注する場合は 2,000,000 円を超えない範囲で支払う。2, 3 の事業を受注する場合は 400,000 円を超えない範囲で支払う。(第 3 条)

委託費の支払いは、委託事業が完了してその額が確定してから支払うことを原則とするが、その前に必要があるときは、概算払によって必要額を支払うことができる。(第 4 条)

(ホ) 精算に関する約定

受注事業者は、事業が終了したときは、県に対して、平成 18 年 3 月 31 日までに、実績報告書及び収支決算書を提出する。(第 5 条)

概算払により支払いを受けている場合は、概算払精算書を県へ提出する。(第 5 条)

県は、実績報告書の内容が契約に適合するものであるかどうかを審査して、適切と認めるときは、契約額を確定して、事業者に通知する。(第 5 条)

受注事業者は、すでに受領した契約代金が確定した契約額を超える場合は、その超える金額について県の指示に従って返還する。(第 6 条)

(カ) 用途及び経費配分の制限に関する約定

受注事業者が要する経費は、契約書に付された経費配分計画書 (費目ごとに予算額及びその内容が記載されたもの) の費用の区分に従って使用する。経費配分計画書は、 commons が別紙 2, 他の 3 事業者がいずれも別紙 3 のとおりである。(第 3 条)

受注事業者が上記費用の区分の 20 パーセントを超える変更をしようとするときは、県に申し出てその承認を受けなければならない。(第 3 条)

(キ) 会計帳簿・書類の保管に関する約定

会計帳簿・書類を 5 年間保存すること。(第 11 条)

(ク) 会計処理に関する特段の約定

なし

(ケ) 県の調査、指導権に関する約定

事業の進捗状況その他必要事項について、事業者に報告を求めることができる。(第 8 条)

帳簿その他の資料について、実地に調査することができる。(第 9 条)

委託事業の実施上必要があるときは、改善事項を指示することができる。(第 10 条)

(コ) 契約の解除に関する約定

受注事業者が契約に違反した場合は、県は、契約を解除して、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。(第 12 条)

## (カ) 違約金に関する約定

なし

## (シ) 損害賠償等に関する約定

なし

## イ 契約代金の支払いの状況

## (ア) 概算払

概算払は、県の債務額が確定しない段階で、履行期限前に債権者の求めに応じて概算額を支払い、債務額が確定してから精算する方式である。県は、各事業者から平成18年2月24日に概算払請求を受け、3月7日に支払っている。

概算払請求及び支払いの金額は、下記のとおり、それぞれ契約代金の上限額満額である。

コモンズ...2,000,000円

燦...400,000円

里芋の会...400,000円

子どもの研究所...400,000円

概算払請求の理由は、いずれの事業者も、余剰金がなく立替え払いをすることが困難なため、としている。

## (イ) 精算の実態

各事業者は、平成18年3月31日に、実績報告書に併せて「概算払精算書」を提出して、契約代金の上限額満額の精算を求めた。なお、各事業者は、いずれも、精算までに、契約書第3条に規定された費用区分の20%を超える変更の承認を求める申請は行っていない。

県は、同日付で、各事業者の請求をそのまま認め、上限額満額で契約額を確定し、その旨を各事業者に通知して、返還金なく精算を完了した。精算額は次のとおりである。

コモンズ...2,000,000円

燦...400,000円

里芋の会...400,000円

子どもの研究所...400,000円

## (ウ) 県における履行確認の検査

県は、平成18年3月31日に、提出された実績報告書及び収支計算書に基づいて、検査員に任命された本事業の担当者が契約の履行確認の検査を行った。

検査書類は、各事業者から提出された実績報告書、収支決算書及び概算払精算書であって、そのほかの証拠書類等の提出は求めている。

検査書類のうち主に検査したのは、収支決算書に記載された金額が、配分計画に示された金額に一致しているか、変更がある場合は、契約で約定した20%の増減の範囲内であるかどうか、などをチェックしたものである。

検査書類のうち、実績報告書の記載内容については、結果としてはチェックしておらず、容認できないことが明白なものが次のとおり見られた。

a) 燦...実績報告書中「市町村等への支援事業実績報告書」の支援実績18件については、すべて平成16年度のもので記載されていた。

b) 里芋の会...実績報告書中「協力事業所の確保事業実績報告書」の中に、契約以前の平成17年4月及び同6月に協力事業所を登録した実績2件が記載されていた。



これらは、両事業者に確認したところでは、次のとおりであった。

a) 燦...いずれも年号の記載誤りであって、内容は、平成16年度の活動を記載したのではなく、17年度の実績を記載したものである。

b) 里芋の会...いずれも平成17年9月の誤記である

結果的には記載誤りであったが、これは検査では容認されない(合格とは認められない)誤りであり、これを見過ごすことは、全体をチェックしていないことと同じである。

県は、各事業者に対する実地調査は行っていないため、各事業者の経費の実態などは全く確認していなかった。

契約書第1条で付された実施要項に定められた成果品に類する各事業の定期報告や事業4の事例集報告書についても確認されていない。各事業の定期報告は少なくとも文書では行われておらず、事業4の事例集報告書についても、検査時点では提出されていなかった。

なお、県の担当者等の押印については、支出負担行為決議書類の検査印や履行確認の欄の押印はなく、精算書に押印することで代えていた。このことも、検査に対する認識を低下させたことと関係したとも推測される。

## (2) 平成18年度の本事業

### ア 前年度との変更点

(ア) 事業5が追加され、枠組みが次のように変更された。

事業1...NPO等コーディネート事業(1事業者)

事業2...協力事業所等確保事業(4事業者)

事業3...市町村等支援事業(4事業者)

事業4...情報・事例収集事業(1事業者)

事業5...訪問サポーター養成研修事業(1事業者)

(イ) 契約条項に、個人情報保護の約定がされた。

(ロ) 経費配分計画については、経費区分ごとの予算額が示されている点に変更ないが、内容については、単価、数量等の表示はなくなった。

(ハ) 契約内容を示す実施要項は、本文はほぼ変更ないが、実績報告書の様式において、記載事項の詳細な内容を示す資料を添付するよう義務付けた。

### イ 実施状況

(ア) 契約額・契約予定額は、次のとおりである。

a) 1～4事業を実施するもの...2,000,000円×1事業者

b) 2～3事業を実施するもの...400,000円×4事業者

c) 5事業を実施するもの...1,423,000円×1事業者

(イ) このうち、a)とc)は同一事業者(本事業の成果として設立されたNPO)が受注している。b)については、前年度と同一事業者が3者で、1者は新たな事業者である。

(ロ) 業者選定は、公募によって行われた。

(ハ) 契約は、平成18年9月から締結されているが、保留されているものも見られた。

### ウ 問題点等

契約の締結自体には、前年度と同様に契約条件の詳細な提示はなく、概ね前年度と同様に事業が実施されつつある。

## 2 関係人調査によって確認した事実

## (1) 調査に当たったの基本的な考え方

## ア 調査の骨子

関係人調査では、各事業者の実態を確認したが、いずれの事業者も、実態が実績報告書の内容と異なっており、また本事業による経費を他の経費から明確に区別して経理していたわけではないので、主に、「支払いの実態があるか」及び「どこまで認められるか」という面から検証した。

認められる経費の限度については、明確な根拠や証拠資料はなく、推定せざるを得ないため、事業者の説明を基本に、一定の仮定のもとに査定を加えつつ試算して判断した。

また、併せて、契約書第3条で配分した費用に対して事前の承認を受けずに20%を超えて増減したものの(契約違反)の有無について検証した。

## イ 経費配分の制限の問題について

契約書第3条第3項は、「乙は、費用の区分の20パーセントを超える変更(配分書における項目間の変更をいう。)をしようとするときは、その旨を文書により甲に申し出てその承認を受けなければならない。」と規定しているが、この規定については、次のとおり取り扱った。

(ア) この制限は、事前承認を受ければ認められるというものであり、通常は、承認が得られなければならないことになる、と解釈する。

(イ) 承認を受けずに変更してしまった場合は、事後に事情を釈明して、追認できる内容であるときは追認を受けることになる。

(ウ) この規定は、費用の区分の変更があることを想定したものであり、変更させないために設けられたものではない。契約額の増大を抑制する観点から契約の目的から外れた経費に充てることなどを防ぐために設けられた規定と考えられ、契約の目的達成のために合理的な必要性のある経費は認められるものと考えられる。

(エ) この制限にはペナルティはなく、たとえば、事業者が承認を受けずに超過した金額について県が返還を求めることができる、というようなことは約定されていない。また、他の契約条項が履行される限り、この違反を理由に契約を解除(第12条)して契約代金の返還を求めることは困難と考えられる。

(オ) 承認を受けずに変更してしまった場合で結果として追認できない内容の増額であるときは、契約額を確定する際にその部分の金額が減額されるものと考えられる。

## ウ 調査に際して行った試算について

関係人調査では、上記契約書第3条第3項に基づく変更の申請は行われなかったことから、実態上は、承認を得ずに変更した実態があった場合に、どこまで認められ得るかを試算したが、これは、上記イの(イ)の追認し得る部分のみを試算したものである。

## (2) 各事業者における経費の実態

## ア コモンズ

## (ア) 概況

調査では、県へ提出された実績報告書内容の実態を確認するとともに、収支決算書の数字が実態と一致しているか、証拠書類や根拠が確認できるか、過小や過大となっているものはないかなどを検証した。

この事業者は、他のNPOの運営や設立に関する助言などの活動のほか、ひきこもり者の支援活動を行っている。

また、事業者の平成17年度の収支決算書(概要は下表のとおり)から見ると、本事業は、収入面では、受託事業1千万円強の中で約20%余りを占める。また、支出面では、その大部分は、他の事業と共有部分がある管理費に含まれ、本事業独自の経費は、20万円前後である。(収入及び支出の「青年支援」は、本事業の200万円のほかに一部他の事業分も含まれている)

給料手当支給対象者は、年度途中までは3人であったが、年度後半から2人になっている。

| 収 入    |             | 支 出      |             |
|--------|-------------|----------|-------------|
| 会費収入   | 1,200,000円  | 事業費      | 9,238,053円  |
| 事業収入   | 15,858,817円 | うち自主事業   | 5,401,493円  |
| うち自主事業 | 5,621,279円  | レストラン    | 2,862,599円  |
| レストラン  | 3,010,380円  | 受託事業     | 3,836,560円  |
| 受託事業   | 10,237,538円 | うち青年支援   | 245,989円    |
| うち青年支援 | 2,280,493円  | 管理費      | 8,027,608円  |
| 地域福祉   | 3,085,945円  | うち給料手当   | 3,981,357円  |
| 職業訓練   | 2,394,000円  | 旅費交通費    | 263,480円    |
| アドバイザ  | 709,200円    | 車両費      | 47,550円     |
| 図書DB   | 840,000円    | 消耗品      | 106,125円    |
| 市町村講座  | 924,300円    | 電話代      | 240,525円    |
| 補助金収入  | 500,000円    | インターネット料 | 114,746円    |
| 寄付金収入  | 279,604円    | 配送配達費    | 88,509円     |
| 雑収入    | 441円        | 郵便料      | 11,700円     |
| 合計     | 17,838,862円 | 事業者税     | 447,600円    |
|        |             | 合計       | 17,713,261円 |

収支差額120,601円

(イ) 経費の実態

a 賃金

監査委員事務局職員が実態調査を行った際には、支払いの実態が確認できないため、本事業で支払われた賃金の金額を明確にすることはできなかった。

(a) 実績報告書の記載

実績報告書に記載された賃金額は次のとおりである。

スタッフ分...5,900円×110日×1人=649,000円

新規雇い上げ者分...5,000円×20日×1人=100,000円

合計 749,000円

旅費において、次の費用の計上が見られたが、この実態は、雇い上げ者の通勤手当であるため、本来は、賃金の経費区分に計上すべきものである。

雇い上げ者交通費 2万円/人日×7月=140,000円

以上から、実績報告書において計上された賃金額は、実質的には、649,000円-100,000円+140,000円=789,000円であったと言える。

(b) 事業者側の説明

スタッフ分は、4人×5,900円×130日×50%=1,534,000円を計上したかったが、契約の条件で、賃金の額が20%を超えて変更となる場合は県の承認が必要であるとされていたため、その承認を受けていないことから、この程度の額にした、としている。しかし、いずれの金額も、帳簿上整理されているわけではなく、その根拠は確認できなかった。

新規雇い上げ者（心理相談員）分については、所得税の源泉徴収を行っていなかった。その理由は、

本人に申告させるべきものと判断した、としている。内容としては、交通費や日当を含む謝礼金ということであり、雇用契約の実態はないため、少なくとも、賃金ではなく、報償費として計上すべきものであったと認められる。

| 事業者側の説明<br>(ただし日付重複があったもの等は除外)                                                                                                                | 推定により2人のスタッフへの割当て<br>半日以内と推定される内容を0.5日に換算 |                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|
| 事業区分及び労務内容                                                                                                                                    | スタッフA                                     | スタッフB                            |
| NPO等コーディネート事業 51日<br>関係NPOとの打合せ9日、連絡会の開催14日、<br>研修会の開催4日、総括NPOの立ち上げ12日、<br>事業者設立支援3日、事業者情報収集4日、依頼<br>原稿執筆2日、情報紙印刷1日、民主党政府予算<br>説明会情報収集1日、ほか1日 | 42日×1日=42日<br>9日×0.5日=4.5日<br>計 46.5日     | 11日×1日=11日<br>1日×0.5日<br>計 11.5日 |
| 協力事業所等確保事業 15日<br>事業所・団体への協力依頼10日、地域福祉プロモ<br>ーター会議での説明2日、その他3日                                                                                | 10日×1日=10日<br>5日×0.5日=2.5日<br>計 12.5日     | 2日×1日=2日<br>2日×0.5日=1日<br>計 3日   |
| 市町村等支援事業 14日<br>市町村に対する説明6日、県機関での説明3日、<br>地域福祉プロモーター研修会での説明3日、その<br>他2日                                                                       | 4日×1日=4日<br>10日×0.5日=5日<br>計 9日           | 1日×1日=1日<br>6日×0.5日=3日<br>計 4日   |
| 情報事例収集事業 28日<br>データ入力5日、調査票の作成2日、事業者調査<br>実施及び結果整理3日、視察調査5日、支援事例<br>原稿編集5日、事例集編集7日、事業報告書作成<br>1日                                              | 28日×1日=28日<br>計 28日                       | 10日×1日=9日<br>計 10日               |
| 計 108日                                                                                                                                        | 96日                                       | 28.5日                            |

(c) 試算結果

事業者に対して聞き取り調査をした結果では、様々な説明はあったものの、帳簿上整理されていたわけではなく、また、活動日誌又は業務日報等の記録もないため、実態は確定できないので、調査結果としては、賃金の実態は不明であるとする。

ただし、聞き取り調査を行った結果から、推定すると、次のような労務のうち、一部を除いたものは、本事業の賃金で負担することがある程度認められるものとの心証を得た。

<除外すべき賃金>

上表のうち、次のものは、本事業で見るとは認められないため、除外する。

NPO等コーディネート事業のうち、民主党予算説明会での情報収集活動

スタッフA：1日

協力事業所確保事業及び市町村支援事業において、地域福祉プロモーターの研修会等において本事業の関係事項を説明した分として、2人で延べ3日間をあげているが、その研修会等は、当事業者が県から別に委託を受けている地域福祉住民参加促進事業によって実施しているものであるため、経費はその受託事業で見るとは認められることから、次のとおり除外する。

スタッフ A : 延べ 3 日, スタッフ B : 延べ 3 日

市町村支援事業のうち, 9 月 3 日分は, 契約日以前であるので除外する。

スタッフ A : 0.5 日

事業者基礎データ入力作業は, 2 人で 3 日間の作業としているが, 一般的にこのような作業は 1 人で行われることから, 1 人分は除外する。

スタッフ B : 3 日

以上から, 本事業に係る労働日数は次のとおりとなる。

スタッフ A :  $96.0 - 4.5 = 91.5$  日 = 約 92 日

スタッフ B :  $28.5 - 6.0 = 22.5$  日 = 約 22 日

1 日当たりの賃金の単価は, 月平均 20 日間勤務と仮定して, 給与の実支給額から次のとおりと算定する。

スタッフ A ...  $188,600$  円  $\times 1/20 = 9,430$  円, スタッフ B ...  $120,000$  円  $\times 1/20 = 6,000$  円

また, 通勤手当の単価は, 給与の実支給額から次のとおりと算定する。

スタッフ A ...  $20,000$  円  $\times 1/20 = 1,000$  円

これらから賃金は次のとおりとなる。

スタッフ A ...  $92$  日  $\times 9,430$  円 =  $867,560$  円

スタッフ B ...  $22$  日  $\times 6,000$  円 =  $132,000$  円

計 999,560 円

通勤手当 (スタッフ A) は  $92$  日  $\times 1,000$  円 =  $92,000$  円 となる。

以上から, 通勤手当を含む賃金の合計額は  $1,091,560$  円 となる。

賃金の充当の考え方であるが, 新規に雇用した職員はならず, 既存のスタッフが, 時間を効率的に使って, この業務をこなしたものであり, この事業に携わったことによって支払給与が増えたわけではない。

県からは, 新規に雇わなければ充当は認めないとはされておらず, 既存スタッフ分の給与に充ててもよいとの指導を受けたとのことである。

この点については, 経費を制限する趣旨からは, 本事業を請け負ったことによって増加した賃金負担分のみを計上すべきと考えられ, 本来本事業に関係なく事業者が支払うべきものである給与を本事業で負担することは適切でないと考えられるが, 経費の制限自体が契約の約定に基づくものであるので, 契約の約定の解釈として, 上記のように双方で認識したのであればやむを得ないものと考えられる。

## b 報償費

### (a) 実績報告書の記載

講師... 1 人 (大学講師) ...  $30,000$  円

パネリスト... 5 人 (県内 N P O 事業者代表者等)  $\times$  各 2 万円...  $100,000$  円

合計 130,000 円

### (b) 事業者側の説明

上記金額を 3 月 18 日に日立市内において開催した研修会において支払いをしたとの説明であった。

### (c) 試算結果

上記金額は支払っていることが確認できたため, 問題ないと認められる。

このほか, 賃金ではなく報償費に仕訳するべきものとして, 次の経費が認められる。

心理相談員に対する謝礼...  $5,000$  円  $\times 20$  日 =  $100,000$  円

従って, 報償費は, 合計  $230,000$  円とすべきである。

## c 旅費

## (a) 実績報告書の記載

## コーディネート事業旅費

雇い上げ者@20,000円×5ヶ月=100,000円

講師, パネリスト旅費50,000円

その他連絡会等20回分77,410円

小計 227,410円

協力事業所確保事業旅費20回分57,370円

市町村支援事業旅費8回分11,310円

事例集作成事業旅費8回分71,910円

合計 368,000円

## (b) 事業者側の説明

スタッフの旅費(出張交通費) 191,705円

スタッフの旅費(雇用者の交通費) 140,000円

スタッフ以外へ交付額 74,300円

計 406,005円

## スタッフの旅費

延べ49回の出張に対して旅費を支払っている。

また、実績報告書に記載の内容とは異なり、実費であり、ガソリン代を単価15円/kmで、また高速道路料金を実費で、電車、タクシー代を実費で各出張者に支払っていた。日当は含まず、実費である。

NPO等コーディネート事業...31件, 114,755円

協力事業所等確保事業...11件, 29,180円

市町村等支援事業...3件, 11,750円

情報事例集検討事業...4件, 36,020円

計 49件, 191,705円

## スタッフ以外の者へ支給した旅費

スタッフ以外の旅費として、次のとおり支給している。

研修会講師旅費...1件1人分, 8,120円

先進事例調査旅費...3件4人分, 16,180円

パネリスト旅費...5件5人分, 50,000円

計9件, 74,300円

## (c) 試算結果

雇い上げ者コーディネート事業旅費として20,000円×7月=140,000円を支給したとしているが、実態は通勤手当であり、賃金の区分に計上すべきものであるため、旅費としては算定しない。

<計上可能な旅費の合計>

スタッフの旅費 191,705円

スタッフ以外の旅費 74,300円

計 266,005円 (101,995円の過大計上)

## d 需用費(消耗品費及び光熱水費)

## (a) 実績報告書の記載

消耗品 (文具類) 83,373円  
インク代 47,862円  
コピー機カウンター料 51,838円  
研修資料代 38,100円  
光熱費 94,454円  
計 485,627円

## (b) 事業者側の説明

消耗品 83,373円 (他の事業分も含む総額163,757円の50.9%)  
インク代 47,862円 (他の事業分も含む総額76,490円の62.6%)  
コピー代 53,838円 (他の事業分も含む総額103,676円の50.0%)  
研修資料代 39,719円 (実績報告額どおり)  
水道光熱費 94,454円 (他の事業分も含む総額222,263円の42.5%)  
計319,246円

## (c) 試算結果

消耗品  $163,757円 \times 20\% = 32,751円$   
インク代  $76,490円 \times 20\% = 15,298円$   
コピー代  $103,676円 \times 20\% = 20,753円$   
研修資料代 39,719円 (実費)  
水道光熱費  $222,263 \times 20\% = 44,452円$   
計 152,973円

実態は、実績報告書の記載内容と大きく異なっていた。関係人調査における事業者側の説明では、契約期間中の事業者の全支出額から按分して、その60%以上を委託事業経費として配分することとしていたが、事業者全体の事業は、金額で1千万円以上にのぼること、他に同等以上の需用費を必要とする複数の事業を実施していること、一例として情報誌印刷用の色付き上質用紙代23,142円は8ページ中1ページを当委託事業の掲載に用いているにとどまるため、配分すべき割合は8分の1(12.5%)となるなど配分すべき割合の低い経費も見られることから、全体として配分、充当すべき割合は、20%程度であると推測される。

仮に20%として試算すると、上記の試算額のとおり計152,357円で、実績報告書に記載された金額は、174,971円の過大と言える。

## e 需用費 (印刷製本費)

## (a) 実績報告書の記載

需用費のうちの印刷製本費では、コピー代などは含まず、製本したものを計上している。外部発注した200部の事例集の印刷代金170,000円が計上されている。

## (b) 事業者側の説明

実際の支払いは平成17年度中ではなく、平成18年10月31日であるが、平成17年度委託事業の成果の一つとして作成した事例集(平成18年7月に200部製本完了)であり、県から、秘匿すべき情報が多いなどのため配付用に使えない、との理由から、作成しなおすよう指示があり、内容を修正して平成18年10月に完成して県へ提出したものであり、平成17年度分の支出として認めて欲しいとしている。

## (c) 試算結果

この経費は、支払いが平成18年10月であることから、平成17年度の実績としては計上すべきではないものと考えられる。また、県の検査、指導、ひいては契約の仕様にも不備や問題があったものと考えられる。

f 通信運搬費

(a) 実績報告書の記載

発送配達費141,090円、電話・通信料金62,162円、郵便料金7,120円、計210,372円

(b) 事業者側の説明

発送配達費211,608円 (他の事業分も含む総額352,680円の60%)

電話・通信料金121,414円 (他の事業分も含む総額180,732円の67%)

郵便料金7,720円 (実費)

計340,742円

(c) 試算結果

発送配達費70,536円 (他の事業分も含む総額352,680円の20%)

電話・通信料金74,100円 (他の事業分も含む総額180,732円の41%)

郵便料金7,720円 (実費)

計152,356円

通信運搬費は、需用費 (消耗品費、光熱水費) と同様に34% ~ 40%を委託事業経費として配分しているが、配送費などは、特段の理由がない限り、需用費と同様に、全体事業に対する本事業の割合をもって配分すべきと考えられる。

従って、配分率を20%として試算すると、発送配達費352,680円 × 20% = 70,536円 (実績報告額141,090円 (40%) は70,554円の過大) となる。

電話代については、活動に直結したものと考えられることから、主に本事業に活動した2人のスタッフの活動日数によって配分すべきものと考えられる。2人のスタッフの活動日数は、賃金の項で確認したように、スタッフAが92日 / 138日、スタッフBが22日 / 138日であるから、配分割合は、(92 + 22) / (138 × 2) = 0.4130 = 約41%となる。

従って電話代は、180,732円 × 41% = 74,100円 (実績報告額62,162円 (34%) は11,938円の過小) となる。

また、郵便代は、実費と見られたので、実績報告書どおり7,720円とする。

以上の試算によれば、通信運搬費は、152,356円となり、実績報告書に記載された金額210,372円は、58,216円の過大と言える。

(ウ) まとめ

以上の試算から、賃金については、実績報告書記載の金額749,000円の支払いは、他の経費と区別して特定することができず、不明であった。ただし、これについて、事業者からの説明等をもとに試算すれば1,091,560円となる。

また、報償費も計上誤りがあり、230,000円となるべきものと認められる。

旅費、需用費、通信運搬費については、他の経費と区別して明確に整理されていないことから、試算せざるを得なかったが、試算したところでは、旅費及び需用費は過大に計上され、通信運搬費は過小に計上されていた。

これらの試算を前提にすると、賃金、旅費、需用費の3費目は、いずれも契約書第3条で制限された増減率 (計画額に対して20%まで) を超える決算額の増減となっている。



さらに、試算による総額は1,937,578円となり、残余の62,422円については、賃金への充当を認めてほしいと説明したが、根拠が不十分で確認できなかった。

従って、経費総額は、県が確定した契約額2,000,000円を下回る可能性も認められた。

|        | 実績報告額      | 試算額                       | 要修正額                 | 評価 | 20%制限範囲額           |
|--------|------------|---------------------------|----------------------|----|--------------------|
| 賃金     | 749,000円   | 不明<br>試算すると<br>1,091,560円 | 左額によれば<br>+ 342,560円 | 不適 | 528,640 ~ 792,960円 |
| 報償費    | 130,000円   | 230,000円                  | + 100,000円           | 過小 | 96,000 ~ 144,000円  |
| 旅費     | 368,000円   | 266,005円                  | - 101,995円           | 過大 | 367,200 ~ 550,800円 |
| 需用費    | 497,328円   | 152,357円                  | - 344,971円           | 過大 | 420,160 ~ 630,240円 |
| うち消耗品等 | 327,328円   | 152,357円                  | - 174,971円           | 過大 |                    |
| 印刷製本   | 170,000円   | 0円                        | - 170,000円           | 過大 |                    |
| 通信運搬費  | 210,372円   | 152,356円                  | - 58,016円            | 妥当 | 148,000 ~ 222,000円 |
| 使用料    | 45,300円    | 45,300円                   | -                    | 妥当 | 40,000 ~ 60,000円   |
| 計      | 2,000,000円 | 不明<br>試算すると<br>1,937,578円 | 左額によれば<br>- 62,422円  |    |                    |

## イ 燦

### (ア) 概況

法人は、引きこもりや不登校の青少年等に対し、体験学習や交流会等を実施しながら、スタッフ4名及びボランティア約30名の連携のもと、社会復帰支援を行っている。また、マンションの1室を事務所として使用しているが、事務所も対象者の居場所として自由に提供しており、対象者が宿泊する時には、スタッフ2名（男性1名、女性1名）で対応している。

### (イ) 経費の実態

実績報告書に記載されている協力事業所等の登録月、市町村への支援日、市町村との情報交換日が全て平成16年度の日付になっているが、平成17年度分の記載誤り（日付は全て1年ずれる）であることを確認した。

#### a 旅費

##### (a) 実績報告書の記載

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 事業所等連絡旅費 | 2,000円 × 32回 = 64,000円     |
| 連絡会等出席旅費 | 3,000円 × 3人 × 5回 = 45,000円 |
| 市町村等連絡旅費 | 3,000円 × 17回 = 51,000円     |
| NPO連絡旅費  | 2,000円 × 15回 = 30,000円     |
| 合計       | 190,000円                   |

##### (b) 事業者側の説明

実績報告書どおりの説明であった。

113回の出張のうち、協力事業所確保及び市町村支援に関連するもの延べ69回を計上した。支払い内容は、ガソリン代、高速道路料金等であり、全体的にみて、主に市内が多いと思われる場合は1回2千円で、それ以外は1回3千円で計算した。

##### (c) 試算結果

帳簿等を確認した結果、実態は実績報告書の記載内容と同一であり、113回の出張のうち、協力事業所確保及び市町村支援に関連するもの延べ69回を計上しているものであり、実績報告書の記載額190,000円は妥当と認められた。

b 需用費 (消耗品費)

(a) 実績報告書の記載

チラシ等広報資料作成45,000円

事務用品51,800円

合計 96,800円

(b) 事業者側の説明

実績報告書どおりの説明であった。

チラシ等広報資料作成費45,000円は協力事業所や市町村に配布するビラのデザイン料であり、1ページ15,000円で3ページ分で45,000円である。

事務用品は、インク代については、合計8,544円の20% ( $8,544 \times 20\% = 1,709$ 円) を支出額としたが、それ以外は本事業のために購入したものであり、全額計上している。

(c) 試算結果

帳簿及び領収書等による検証の結果、合計額は決算書の記載内容とほぼ同一であったが、消耗品費から印刷製本費に移行すべき費用が45,000円認められた。

ビラのデザイン料は、消耗品費ではなく印刷製本費と考えられるため、消耗品費からは除外する。

事務用品については、委託事業分は明確に区別しており、内容は、インク、書籍、収納ケース、クリアファイル等の購入、写真の現像・プリント代で、書籍代13,286円、写真代10,373円、収納ケース代6,502円の合計30,161円は、領収書により支出の確認がとれた。

また、インク代については、合計8,544円の領収書があり、委託事業に使用されたと考えられる、そのうちの20% ( $8,544 \times 20\% = 1,709$ 円) を支出額としており、按分の判断は困難であるが、按分率も高くなく許容範囲であると考えられる。

他にも合計20,066円の多数の領収書があり、領収書に何を何個購入したのかの明細はなく、全ての事務用品の突き合わせは不可能であったが、支払先から事務用品を購入したことは推測され、購入の事実はあると思われる。ただ、収納ケースは備品と考えられるので、消耗品としての購入には疑問の余地がある。

以上により、事務用品合計額は $30,161 + 20,066 + 1,709 = 51,936$ 円となる。

よって、消耗品費の合計は、事務用品の合計額である51,936円である。

c 需用費 (印刷製本費)

(a) 実績報告書の記載

コピー代として33,700円

(b) 事業者側の説明

内容はコピー代ではなく、協力事業所及び市町村に配布する両面ビラ及び片面ビラの印刷費用であるが、金額は33,700円の実績報告書どおりである。支出額33,700円の内訳は以下のとおりであり、配布先は、協力事業所へ両面150部と片面115部 ( $82.5$ 円  $\times$  150枚 +  $42.5$ 円  $\times$  115枚 = 17,263円 17,200円) で、市町村へ両面200部 ( $82.5$ 円  $\times$  200枚 = 16,500円) である。

(支出額内訳)

両面ビラ@ $82.5 \times 300$ 枚 = 24,750円 (10月1日納品)

片面ビラ@42.5×80枚=3,400円 (10月1日納品)

両面ビラ@82.5×50枚=4,125円 (1月16日納品)

片面ビラ@42.5×35枚=1,487円 (1月16日納品)

割引62円

支出額33,700円

以上により、印刷製本費の合計は78,700円 (45,000 + 33,700 = 78,700) となる。

(c) 試算結果

消耗品に計上されていたビラのデザイン料45,000円は、印刷製本費として算定した結果次のとおりとなった。

ビラ印刷費33,700円

ビラデザイン料45,000円

計 78,700円

d 通信運搬費

(a) 実績報告書の記載

電話・インターネット74,200円

切手5,300円

合計 79,500円

(b) 事業者側の説明

固定電話は、請求額に対して本事業での使用率として1/3を乗じた額を本事業で負担することとして、7,110円 (9月～3月の合計21,329円×1/3=7,110) としている。

携帯電話は、請求額に対して本事業での使用率として20%を乗じた額を本事業で負担することとして、67,200円 (12,000円×7月×4人×20%=67,200円) としている。

切手代については、本事業に使用したと判別出来る切手代が、合計3,840円で、それ以外の5,000円分は、本事業での使用率として30%を乗じた額を本事業で負担することとして、1,500円 (5,000円×30%=1,500円) とし、合計5,340円なので5,300円を計上している。

固定電話代7,110円

携帯電話代67,200円

切手代5,300円

計 79,610円

(c) 試算結果

帳簿及び領収書等による検証の結果、実績報告書の記載内容とほぼ同一であった。

電話代、携帯電話代、切手代を計上しており、固定電話の7,110円は、請求額に対して本事業での使用率として1/3を乗じた額を本事業で負担することとし、携帯電話の67,200円は、請求額に対して本事業での使用率として20%を乗じた額を本事業で負担することとしており、ともに按分の判断は困難であるが、按分率も高くなく許容範囲であると考えられる。

切手代については、協力事業所に送付した分 (主に書留代) と判別出来る切手代が、合計3,840円で、それ以外の5,000円分は、本事業での使用率として30%を乗じた額を本事業で負担することとして、1,500円 (5,000円×30%=1,500円) で合計としている。この按分の判断は困難であるが、按分率も高くなく許容範囲であると考えられる。よって、切手代は合計すると3,840円+1,500円=5,340円、5,300円である。

以上のことから通信運搬費は、事業者側の説明どおり、79,610円 (7,110円+67,200円+5,300円=79,610)

円) である。

(ウ) まとめ

以上の試算から、需用費内の消耗品費と印刷製本費に差異があるものの、試算額合計と実績報告額合計は、ほぼ同一となっている。

|        | 実績報告額    | 試算額      | 要修正額     | 評価 | 20%制限範囲額         |
|--------|----------|----------|----------|----|------------------|
| 旅費     | 190,000円 | 190,000円 | 0円       | 同一 | 145,600～218,400円 |
| 需用費    | 130,500円 | 130,636円 | +136円    | 妥当 | 114,400～171,600円 |
| うち消耗品等 | 96,800円  | 51,936円  | -44,864円 | 過大 |                  |
| 印刷製本   | 33,700円  | 78,700円  | +45,000円 | 過少 |                  |
| 通信運搬費  | 79,500円  | 79,610円  | +110円    | 妥当 | 60,000～90,000円   |
| 計      | 400,000円 | 400,246円 | +246円    |    |                  |

ウ 里芋の会

(ア) 概況

この団体は、NPO法人全国ひきこもりKHJ親の会茨城支部であり、親の会を中心にした活動の支援を行っている。また、当団体の代表は、引きこもり訪問サポート士2級の資格をもち、引きこもりの青年等に対し訪問し助言を行っている。また、学習塾も経営しており、不登校の生徒への勉強する場の提供をし、自立に繋がるよう支援している。

スタッフは、4人であるが、親の会の関係者も活動を手伝っている。

(イ) 経費の実態

実績報告書に記載された協力事業所の確保事業の実績については、4事業所しか記載がないが、実際はその他11事業所（桜川市、坂東市、常総市、阿見町、八千代町、東京都北区）を訪問していることは認められた。

また、実績報告書で協力事業所の登録月が、契約以前の平成17年4月、6月になっているものは、それぞれ、17年9月、10月の誤りであることが認められた。なお、市町村の支援日についても、9月9日の筑西市は、9月29日の誤りであることが認められた。

a 旅費

(a) 実績報告書の記載

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 事業所等連絡旅費  | 3,000円 × 18回 = 54,000円  |
| 連絡会等出席旅費  | 3,000円 × 10回 = 30,000円  |
| NPO連絡旅費   | 3,000円 × 7回 = 21,000円   |
| 市町村支援連絡旅費 | 3,000円 × 18回 = 54,000円  |
| 合計        | 159,000円 (3,000円 × 53回) |

(b) 事業者側の説明

委託事業関連で延べ68回の出張をしたが、実績報告書の内訳どおり53回分を一律1回3千円で支払っている。

(c) 試算結果

委託事業関連で延べ68回の出張が認められたが、支払額は、実績報告書と同一の53回分を、一律1回3千円で支払っており、決算額と、帳簿等からみた実態は、159,000円 (3,000円 × 53回 = 159,000円) で同一であった。しかし、内訳に実態と実績報告書で相違があった。また、旅費と考えられる駐車場代

1,400円が、消耗品費に含まれていた。旅費の内訳は以下のとおりである。

(内訳)

|            |                           |          |                  |
|------------|---------------------------|----------|------------------|
| 事業所等連絡旅費   | 3,000円 × 28回 =            | 84,000円  | (計上18回, 54,000円) |
| 連絡会等出席旅費   | 3,000円 × 6回 =             | 18,000円  | (計上10回, 30,000円) |
| N P O 連絡旅費 | 3,000円 × 1回 =             | 3,000円   | (計上 7回, 21,000円) |
| 駐車場代       |                           | 1,400円   |                  |
| 市町村支援連絡旅費  | 3,000円 × 18回 =            | 54,000円  | (計上18回, 54,000円) |
| 合計         | 159,000円 (3,000円 × 53回) + | 1,400円 = | 160,400円         |

b 需用費 (消耗品費)

(a) 実績報告書の記載

チラシ等広報資料作成 @30,000円 × 2 回 = 60,000円

事務用品 (協力事業所確保分) @3,000円 × 7 月 = 21,000円

事務用品 (市町村支援分) @3,000円 × 7 月 = 21,000円

合計 102,000円

(b) 事業者側の説明

青年支援フォーラム用チラシ, ポスター, チケット作成費138,600円

事務用品33,412円

計 172,012円

実績報告書記載のチラシ等広報資料作成代の60,000円は実態はなく、実際は青少年支援フォーラム開催にあたっての、チラシ, ポスター, チケット代として138,600円であるとの説明であった。

事務用品は、実態は本事業に使用したコピー用紙, 文房具等で、合計33,412円である。

(c) 試算結果

事務用品代13,300円

計 13,300円

決算書の記載内容とは大きく異なっており、帳簿及び領収書等によれば、実態は次のとおり13,300円(実績報告額102,000円は88,700円の過大)である。

また、目的は、ほとんどが市町村支援分と思われるが、明確に区別することは不可能であった。

チラシ等広報資料作成代としては、青少年支援フォーラム開催にあたっての、チラシ, ポスター, チケット代として138,600円の費用の計上があった。しかし、この費用は印刷製本費と考えられるため、消耗品からは除外する。

事務用品は33,412円ということであるが、駐車場代1,400円は旅費として計上すべきであるので除外し、また、委託費入金用銀行口座開設カード発行手数料も委託事業の内容に関する支出とは認められないため除外した。その結果、事務用品は30,962円 (33,412 - 1,400 - 1,050 = 30,962) となるが、すべて委託事業に使用したとは考えられないため、出張日数の60日を根拠に、これを本事業の実施期間である7か月(土日祝日除く) = 138日に対する比率として、 $60 / 138 = 43\%$ と算出し、 $30,962 \times 43\% = 13,313$  13,300円程度にすべきと考えられる。

c 需用費 (印刷製本費)

(a) 実績報告書の記載

コピー・印刷費 (協力事業所確保分) @3,000円 × 7 月 = 21,000円

コピー印刷費 (市町村支援分) @5,000円 × 7 月 = 35,000円

合計 56,000円

(b) 事業者側の説明

コピー代35,000円

コピー機リース料・電気代144,795円

計 179,795円

実際は、コピー代は、コピー枚数の総数14,330枚で総額100,000円であるが、委託事業として14,330枚の35%の、5,015枚を使用したと考えると $100,000円 \times 35\% = 35,000円$ であり、コピー機のリース料及び電気代については、 $20,685 \times 7月 = 144,795円$ である。

(c) 試算結果

決算書の記載内容とは大きく異なっており、帳簿及び領収書等によれば、実態は次のとおり207,100円（実績報告額56,000円は151,100円の過小）である。

また、目的は、ほとんどが市町村支援分と思われるが、明確に区別することは不可能であった。

消耗品費として計上されていたチラシ等広報資料作成代は、印刷製本費として算定した。これは青少年支援フォーラム（安達俊子先生講演会：平成18年2月12日開催、参加者約200人、支出合計386,434円、収入は受託料と参加料1,000円/人で197,000円と、別会計から50,834円）開催にあたっての、チラシ、ポスター、チケット代として138,600円の費用がかかっているが、講演会にはつくば市、土浦市、かすみがうら市、伊奈町、龍ヶ崎市、坂東市、水海道市、境町、水戸市の市町村の職員が出席しており、市町村支援に繋がったと考えられるため、全額算定可能と思われる。ただし、この青少年フォーラムが、市町村支援事業の枠組みでは規定されておらず、この受託事業者は本来commonsが実施すべきものであり、当NPO法人が実施すべきものであったかどうかは疑問がある。また、このフォーラムの成果については、実績報告書によって報告されていない点も疑問である。

コピー代は、実際は、使用したコピー枚数は約4,000枚と見られるので、 $100,000円 \times 4,000 / 14,330 = 27,913$  28,000円程度にすべきと考えられる。

コピー機のリース料及び電気代については、コピー枚数の按分率28% ( $4,000 / 14,330 = 28\%$ ) を採用して $20,685 \times 7月 \times 28\% = 40,543円$  40,500円程度にすべきと考えられる。

以上から、試算額は次のようになる。

コピー代28,000円

コピー機リース料・電気代40,500円

計 68,500円

d 通信運搬費

(a) 実績報告書の記載

電話・インターネット@11,000円×7月 = 77,000円

切手@6,000円×1回 = 6,000円

合計 83,000円

(b) 事業者側の説明

固定電話代15,598円

インターネット代12,246円

携帯電話代43,326円

プリペイド電話代9,000円

小計 80,164円

77,000円

切手代 6,000円

計 83,000円

固定電話代、インターネット代については、事務所で使用している回線のみを4割を計上しており、電話代の4割は15,598円 ( $38,995 \times 0.4 = 15,598$ 円) で、インターネット代の4割は12,240円 ( $30,601 \times 40\% = 12,240$ 円) である。

携帯電話については、委託事業分として25%をみており、携帯電話の25%は43,326円 ( $173,305 \times 25\% = 43,326$ 円) である。

その他プリペイド電話の電話代として9,000円を計上している。

切手代は、80円切手75枚分6,000円を計上している。

これらのうち、電話・インターネット代については、次のとおり経費として計上した。

$80,164 \text{円} \div 7 \text{月} = 11,452 \text{円} = \text{約}11,000 \text{円}$

$11,000 \text{円} \times 7 \text{月} = 77,000 \text{円}$

(c) 試算結果

実績報告書記載の金額83,000円は妥当と認められた。

固定電話代、インターネット代については、事務所で使用している回線のみを4割を計上しているが、出張日数の按分比率から考えて、4割は許容できる範囲であると思われる。電話代の4割は15,596円で、インターネット代の4割は12,240円である。

携帯電話については、委託事業分として25%をみているが、委託事業に伴う活動内容から類推して、許容できる範囲と思われる。携帯電話の25%は43,326円である。その他プリペイド電話の電話代として9,000円が認められた。

これらの合計額80,164円から、本事業の経費として77,000円を充当した方法は妥当である。

また、切手代 (80円切手75枚分) も妥当な範囲内である。

(ウ) まとめ

以上の試算から、需用費について、62,400円の過小計上となっている。

また、これらを前提にすると、需用費が契約第3条で制限された増減率 (計画額に対して20%まで) を超える実績報告額の増減となっている。

|        | 実績報告額    | 試算額      | 要修正額       | 評価 | 20%制限範囲額           |
|--------|----------|----------|------------|----|--------------------|
| 旅費     | 159,000円 | 160,400円 | + 1,400円   | 妥当 | 145,600 ~ 218,400円 |
| 需用費    | 158,000円 | 220,400円 | + 62,400円  | 過少 | 114,400 ~ 171,600円 |
| うち消耗品等 | 102,000円 | 13,300円  | - 88,700円  | 過大 |                    |
| 印刷製本費  | 56,000円  | 207,100円 | + 151,100円 | 過少 |                    |
| 通信運搬費  | 83,000円  | 83,000円  | 0円         | 同一 | 60,000 ~ 90,000円   |
| 計      | 400,000円 | 463,800円 | + 63,800円  |    |                    |

エ 子どもの研究所

(ア) 概況

事業者は、シオン学苑という引きこもりや不登校、非行歴のある青少年等を住まわせ或いは通わせ、大学入学や就職に向けた勉学その他の活動をさせる施設を任意で運営している。

スタッフは、心理面及び生活の世話を理事長及びその家族（理事長の母親及び妻）が、勉学をボランティアの教育関係者（元教員など）が担っている。

この事業者は、事業者自体が引きこもり者の居場所を「シオン学苑」という形で提供しており、就学や就職に結び付けるまで引き受けるという点で、他の事業者とは少し活動形態が異なる面が見られた。

(イ) 経費の実態

実績報告書に記載された市町村との情報交換では、4市町と延べ6回の情報交換を行ったとしているが、この中には、県の機関との情報交換も含まれており、実態は、本事業の市町村支援事業に該当するのは2市町（つくば市、阿見町）との情報交換のみである。

a 旅費

(a) 実績報告書の記載

協力事業所確保 @2,000円×25回=50,000円, 2,000円×2人×6回=24,000円

連絡会出席 @3,000円×2人×5回=30,000円, 3,000円×1回=3,000円

市町村支援連絡 @2,000円×1人×6回=12,000円

NPO連絡 @2,000円×2人×10回=40,000円

計 159,000円

(b) 事業者側の説明

電車賃 10件 15,360円

高速道路料金 10件 9,550円

E T C前払金 1件 25,000円 (全150,000円中)

手土産を含む電車運賃 7件 35,700円

連絡会への他の事業者からの出席者への交通費・謝礼 1件4人分 20,000円

計 105,610円

(c) 試算結果

実態は、決算書の記載内容とは大きく異なっており、71日間に延べ82回の出張が見られた。これらには、次のような問題点が見られた。

ひな祭り行事に関連した出張9日など協力事業所等確保事業や市町村等支援事業との関連性が薄いようにうかがえるものへの出張が見られた。

E T C前払金25,000円（150,000円の中の1/6を本事業分として計上したもの）など、具体的な用途や金額が不明なものが見られた。

手土産を含む電車運賃7件（平均5,100円）では、いずれも手土産等の内訳が記載されていなかった。

これらは、いずれも明確にはできなかったものの、事業者の説明からは、本事業に関連して支払いが生じたものと推定された。

以上から、実績報告額は、159,000円であるが、証拠書類等から見た実態は105,610円であり、実績報告額は53,390円の過大計上である。

b 需用費（消耗品費）

(a) 実績報告書の記載

協力事業所確保に係るチラシ等広告資料作成 10,000円×5回=50,000円

協力事業所確保に係る事務用品 3,000円×7月=21,000円

市町村支援に係るチラシ等広告資料作成 10,000円×5回=50,000円



合計 121,000円

(b) 事業者側の説明

プリンタ・FAX用インク代 2件 4,581円

印刷用紙代 5件 52,277円

パソコン用品代 1件 7,197円

事務用品代 3件 3,710円

書棚代 1件 13,220円

名刺印刷代 1件 2,025円

自動車修理代・オイル代 2件 20,840円

小計 15件 103,850円

協力事業所確保・チラシ等資料作成 5件 50,000円 (10,000円×5月)

市町村支援・チラシ等資料作成 5件 50,000円 (10,000円×5月)

小計 10件 100,000円

ガソリン代 24件 50,572円

合計 49件 254,422円

(c) 試算結果

73,454円

実態は、実績報告書の記載内容とは大きく異なっており、事業者の説明及び領収書等によれば、実態は次のとおりである。

<実体が不明なもの>

協力事業所確保及び市町村支援のためのチラシ等資料作成費用100,000円については、事業者側は、この費用は、チラシ等説明資料の作成費としているが、A4版1枚両面2ページの簡単なものが2点作成されているのみで、このチラシ作成費としては過大であるので、この説明は採用できない。支払いは、平成17年9月から平成18年1月までの5か月間、当事業者理事長である水野氏に支払っていると説明しているが、現実に支払われているとすれば、実質的な人件費である。

これについて事業者側は、実態上は、71日に及んだ出張など本事業に係る様々な活動のための人件費と考えている、と説明している。

しかし、本事業の会計では人件費としての支出の経理がされておらず、延べ100,000円の金額が支払われた形跡がない。

<日当に相当する経費>

これについて、事業者側は、きちんとした経理はしていないが、給料において本来の業務に就けなかった部分を補填する意味も含めて給料の財源の一部に充てたことを認めてほしい、としている。

経費の用途の制限の範囲内でこうした経費を計上するとすれば、出張の代償ということと捉えるならば、旅費の日当として経理すべきであったものと考えられる。同事業を請け負っている他の2事業者においても、旅費に日当相当額は含まれていたものの、人件費には充当していない。

この事業者の事情としては、この事業者においては、経理上、日当という勘定科目がなく、日当として支給することは不可能であったとしている。

そこで、こうした事情を踏まえて、特別に、人件費の経費区分において日当相当額の充当を算定するとすれば、次のようになる。

<日当相当の人件費として認められる可能性のある金額>

日当の単価...県の旅費日当では、平成17年度までは、勤務地から25km以上の場所への出張では2,200円、25km未満では、1,100円(半日当、16km以上又は8時間以上)、又は733円(3分の1日当、8km以上又は5時間以上)となっていたことから、その中間である半日当を適用して、1,100円とする。

数量...延べ71日出張しているのので、71日分とする。

日当額...1,100円×71人日=78,100円

こうしたことから、人件費を認めれば、その額は78,100円となるが、これについては、経理の実態が確認できなかったことから、実体不明な人件費78,100円とする。

以上から、協力事業所確保・チラシ等資料作成費、市町村支援・チラシ等資料作成、ガソリン代を除外して、消耗品費について検証すると次のようになる。

<消耗品費として認められる品目>

プリンタ・FAX用インク代(2件4,581円)

印刷用紙代(5件52,277円)

パソコン用品代(1件7,197円)

事務用品代(4件3,710円)

書棚代(1件13,220円)

名刺印刷代(1件2,025円)

自動車修理代(1件17,692円)

自動車オイル代(2件20,840円)

事業者側は、これらの品目の支払いはすべて本事業のためのものであるとしているが、以下のように、すべてが本事業のためのものとは認められない。

パソコン用品代(ソフトウェア等)7,197円、事務用品代3,710円、書棚代13,220円については、県側の説明によって、認められており、領収書等によって支払いの事実も確認できているため、全額を本事業分として認められる。

また、自動車修理代17,692円については、本事業のための出張の際に生じた自動車の傷を修理したものであると説明しており、これを信頼すれば、全額を本事業分として算定可能である。

その他のものは、たとえば、印刷用紙は、印刷の簡易なものであり、計算上は1万枚を超えるため、そのすべてが本事業を実施するために必要なものとは考えられない。同様にインク代、名刺印刷代、自動車オイル代は、数量的にも用途的にも、すべてを本事業に消費したものと認められない。

全額を認められないものについて、本事業のために必要な消耗品費の額を算定するに当たって、概算ではあるが、契約期間内における本事業の負担割合を乗じて算定すべきものとした。

その割合は、契約期間内の平日日数は138日で、そのうち事業者が本事業に関連して出張した日数は71日であるので、 $71/138 = 51\%$ とする。

(全額を認められる支出)

パソコン用品代 7,197円

事務用品代 3,710円

書棚代 1件 13,220円

自動車修理代 17,692円

計 41,819円

(負担割合に応じて按分すべき支出)

プリンタ・FAX用インク代 4,581円

印刷用紙代 52,277円

名刺印刷代 1件 2,025円

自動車オイル代 3,148円

計 62,031円 × 51% = 31,635円

(合計) 73,454円

このように、上述の条件のもとに試算すると、消耗品費の本事業での支払い額は、73,454円となる。

事業者側は、本事業の会計で消耗品費として経理しているのだから103,850円全額を認めてほしい、としているが、本事業での必要性に疑問があるものも含まれるにも拘わらずこれを認めると、多少でも関連した経費はすべて認めることになりかねず、用途や経費配分を制限した意義がなくなるため、一定の金額での打ちきりはやむを得ないものと考えられる。

また、ガソリン代は、燃料費へ計上すべきものと考えられるため、消耗品費では算定しないこととした。

c 需用費 (印刷製本費)

(a) 実績報告書の記載

コピー代 (協力事業所確保分) @3,000円 × 7月 = 21,000円

コピー代 (市町村支援分) @3,000円 × 7月 = 21,000円

合計 42,000円

(b) 事業者側の説明

コピー代は証拠書類上はなく、実績報告書への記載は、県の様式にそのように書かれているため、それに従って書いた、としている。

(c) 試算結果

実態は、資料印刷は用紙購入と併せて廉価にできる方式をとっており、消耗品費に含まれるため、コピー代は証拠書類上はなかった。従って、印刷製本費については、算定しないこととした。

d 需用費 (電気代, 燃料費)

(a) 実績報告書の記載

実績報告書に記載なし

(b) 事業者側の説明

電気代54,732円

燃料費50,572円

計 105,304円

実績報告書には電気代の記載はないが、関係人調査の際に、電気代もあったとして、1階部分の電気代の39%、54,732円を本事業に要した電気代としたいとの説明があった。

燃料費は、実績報告書には記載はないが、関係人調査によって、実際には支払いがあると説明があったものである。

燃料費は、出張に伴うガソリン代であるが、事業者側の説明は、給油代に対して70%を乗じた額を本事業で使用したガソリン代であるとして、合計50,572円となると説明した

(c) 試算結果

電気代35,786円

燃料費36,845円

計 72,631円

電気代は、既存のシオン学苑の施設の一部を本事業の事務所として使用することに伴う使用電気代である。これも、本事業に要した経費を算出する必要があるが、ここでは、試算として、消耗品費で採用した本事業の負担割合である51%を、配分率として採用することとした。

また、施設は、8人の青少年を収用するアパートに類似した建物であり、本事業の事務室はその一部に過ぎないものであることから、電気代は、面積に応じて按分すべきである。その按分率は、不明であるが、事業者側は、1階部分の電気代であり、その電気代は事務室がメインであるとの説明を考慮して、1階部分の50%を見ることとした。

従って、これらを前提とした試算によれば、本事業で負担する電気代は、 $54,732円 \times 100/39 \times 51\% \times 50\% = 35,786円$ とすべきである。

燃料費は、実績報告書には記載はないが、関係人調査によって、実際には支払いがあると説明があったものである。これについても、消耗品費で仮定した本事業の負担割合51%を適用すべきと考えられるので、これを前提に試算すれば、 $50,572 \times 100/70 \times 51\% = 36,845円$ を燃料費とすべきものと考えられる。

#### e 通信運搬費

##### (a) 実績報告書の記載

電話・インターネット @10,000円 × 7月 = 70,000円

切手 @8,000円 × 1回 = 8,000円

計 78,000円

##### (b) 事業者側の説明

電話料金 10月～3月支払分6月分の70% 34,017円

電話料金 10月、12月の2月分の70% 588円

携帯電話料金 12月～3月の4月分の70% 27,758円

切手代 3件 8,100円

計 14件 70,463円

##### (c) 試算結果

$70,463円 \times 100/70 \times 51\% = 51,337円$

実態は、実績報告書の記載内容とは異なっていたが、大きなずれは見られなかった。

電話代、携帯電話代などを計上しているが、請求額に対して本事業での使用率として70%を乗じた額を本事業で負担することとして、70,463円としている。

しかし、これについても、消耗品費で仮定した本事業の負担割合51%を適用すべきと考えられるので、これを前提に試算すれば、 $70,463円 \times 100/70 \times 51\% = 51,337円$ となる。

従って、こうした試算によれば、実績報告書の記載額78,000円は、26,663円の過大となる。

##### (ウ) その他の経費

使用料は、契約書では想定されておらず、実績報告書にも記載はないが、事業者側は、関係人調査の際に事務所使用料として、月額1万円がかかっているとしている。

事務所使用料 9月分  $10,000円 \times 25/30 = 8,666円 = 約8,600円$

事務所使用料 10～3月分  $10,000円 \times 6月 = 60,000円$

計 68,600円

これは、既存のシオン学苑の施設の一部を本事業の事務所として使用することに伴う使用料であると説明しているが、損料と考えられ、事業者側は、相場により月額1万円充当したいとしている。

しかし、本事業の会計では使用料としての支出の経理がされておらず、支払いの実態がなく、NPO事業者子どもの研究所としても収入手続きされていないこと、同様の契約を交わしている他の事業者ではこのような経費を認めていないことから、調査結果としては、実態不明な使用料とした。

(二) まとめ

以上の試算から、実績報告書の各費目について検証すると、旅費については53,390円の過大計上、需用費については、試算によれば16,915円の過大計上、通信運搬費は、試算によれば26,663円の過大計上があり、合計では96,968円の過大計上となった。このうち、旅費及び通信運搬費は、契約第3条で制限された増減率(計画額に対して20%まで)を超える増減となっている。

これらを前提にすると、実態は、この事業で負担したことがある程度確認できるものは合計で303,032円となり、県が確定した契約額400,000円に満たない。

その差額96,968円は、外部への支払いの実態がなく、使途は不明である。

ただし、事業者が本事業での充当を主張したにも拘らず本調査においては実態不明とした人件費100,000円については、使途及び金額制限の趣旨から、基本的には認めがたいものであるが、同事業を請け負っている他の事業者においては、旅費の中で日当として認めたものが、この事業者では人件費としてしか計上できなかった事情を考慮して、特別に人件費として認めれば、前述したように78,100円程度を算定することは可能である。

しかし、使用料68,600円については、使途及び金額制限の趣旨並びに他の受注事業者との均衡をとる考え方から、認めがたいものである。

|               | 実績報告額    | 試算額                     | 要修正額                | 評価 | 20%制限範囲額           |
|---------------|----------|-------------------------|---------------------|----|--------------------|
| 旅費            | 159,000円 | 105,610円                | - 53,390円           | 過大 | 145,600 ~ 218,400円 |
| 需用費           | 163,000円 | 146,085円                | - 16,915円           | 妥当 | 114,400 ~ 171,600円 |
| うち消耗品費等       | 121,000円 | 73,454円                 | - 47,546円           | 過大 |                    |
| 印刷製本費         | 42,000円  | 0円                      | - 42,000円           | 過大 |                    |
| 電気代           | 0円       | 35,786円                 | + 35,786円           | 過小 |                    |
| 燃料費           | 0円       | 36,845円                 | + 36,845円           | 過小 |                    |
| 通信運搬費         | 78,000円  | 51,337円                 | - 26,663円           | 過大 | 60,000 ~ 90,000円   |
| 小計            | 400,000円 | 303,032円                | - 96,968円           |    |                    |
| 人件費<br>(実態不明) | -        | 不明<br>試算すると<br>78,100円  | 左額によれば<br>+ 78,100円 |    | 不可                 |
| 計             | 400,000円 | 不明<br>試算すると<br>381,132円 | 左額によれば<br>- 18,868円 |    |                    |

人件費を認めた場合は、実態総額は、303,032円 + 78,100円 = 381,132円となる。

従って、経費総額は、人件費を認めた場合でも、県が確定した契約額400,000円を下回る可能性が認められた。

この調査においては、十分確認できない部分があったため、関係人調査においては、ここまでの試算にとどめ、今後、県が、実績報告書の再提出及び実地調査等によって、再度確認して、明らかにすべきものとする。

### 3 監査対象機関の説明

監査対象機関である茨城県保健福祉部保健予防課は、監査において、概ね次のように説明した。

#### (1) 契約方法について

ア 業者選定は、請求人「すだち」から特定の団体と契約を結ぶのはおかしいとの指摘もあったことから、希望する団体すべてと契約した。今年度は、さらに「すだち」から業者選定の公平性についての意見もあったので、公募にすることとして、外部有識者から成る「ひきこもり対策推進協議会」を設置して、そこへ諮った上で決定することとした。

イ 監査委員事務局による調査で実態が実績報告書と大きく異なる点が判明したことについては、実態と異なる支出があったことは問題であったと感じている。原因としては、NPO側にも問題はあったと思うが、ひきこもりの知識や理解が十分でないまま経費を計上し、経費算定の甘さがあり、NPOの状況からすれば計上した方がよかったと思われる人件費を計上しなかったこと、財務規則等の会計規則の理解が十分でなかったこと、関係するNPO等に対する説明や指導の不足があったためこのような結果になったと考えており、反省している。

ウ 経費配分については、当初は細目の例示と認識していたが、会計規則の理解不足で、結果として契約の条件にしてしまった。細目を定められてしまうと、NPO側にも困難があったものと思う。

#### (2) 履行確認の検査について

ア 実績報告書の確認では、経費のチェックだけはやったが、確認まではしていなかった。このたび精密に調査したところ、実態が実績報告書と異なるものであったことは、確認が不十分だったとしか言いようがない。

イ 実績報告書に前年度の実績が堂々と記載されていたのをチェックできなかったのは、明らかな見落としであり、反省している。

#### (3) 成果について

ア 市町村支援については、NPOによる説明などによって、ひきこもりに対する認識が深まったとNPOから報告を受けているが、今後「推進協議会」において評価してもらうなどによって、評価していかなければならないと考えている。

イ 協力事業所確保については、27の事業所を把握できたが、今後どのように拡大していくかなどを含めて、評価していくことが必要ではないかと考えている。

ウ NPO法人がこれまでばらばらに活動していたものが、この事業を通じて相互の連携協力関係が生まれたと聞いている。

#### (4) 今後の対応について

ア 本年度分については、契約上の積算の仕方や事業の費目細目について問題がないのか、相手方から見積りを徴しないで一方的に決めた場合に事業に差し障りは生じないのか、といった点から検証して、速やかに変更していきたい。

イ 来年度分については、予算編成の中で検討していきたい。

ウ 本件の問題点については、契約違反が見られたので、各事業者が事業に要した経費を精査して、監査委員の指導を受けながら適切に対処していきたい。

## 第4 判断

### 1 県の損害について

#### (1) 成果の実態

ア NPO等コーディネート事業について (実施：1事業者)

連絡会を 8 回、研修会を 4 回開催し、ひきこもり対策に関する認識の統一を進めるとともに、NPO間の連絡体制を形成し、さらには横断的なNPO1事業者を新設させた。

イ 協力事業所等確保事業について (実施：4事業者)

それぞれ、少なくとも「コモンズ」が 8 件、「燦」が 6 件、「里芋の会」が 4 件、「子どもの研究所」が 9 件、計 27 件の協力事業所を確保した。

ウ 市町村等支援事業について (実施：4事業者)

それぞれ、少なくとも「コモンズ」が 4 件、「燦」が 2 件、「里芋の会」が 6 件、「子どもの研究所」が 3 件、計 15 件の市町村支援を行った。ただし、実績報告書ではこれらのほか、県機関に対する支援を市町村等支援として報告している例が見られた。

エ 情報・事例収集事業について (実施：1事業者)

参考となる事例の収集を行い、事例 6 件及び関係情報を収録した事例集として整理した。

\* 事例集の作成が、契約期間を過ぎて大幅に遅れたことは不適切であるが、監査を行った時点では、得られていた。

(2) 県の損害に関する判断

契約目的が概ね達成され所期の成果も概ね得られている (合格の範囲内にある) ものと認められることから、契約の目的面からは、県における損害は認められなかった。しかし、県が求める成果があいまいなため、事業者の履行が適切であったかどうかを確実に判断することが困難となっていることは改善の余地がある。

2 県における履行確認検査及び契約額の確定に関する問題点について

(1) 各事業者における経費の実態に共通した問題点

関係人調査によって各事業者の実態を確認したところ、各事業者に共通に、次のような問題点が見られた。

ア 経費支払いの実態は、実績報告書とは異なっており、事実と異なった実績報告が行われていることが認められた。

イ 自主事業などの他の事業との共通経費となる場合に、本事業に要した経費を他の経費と区別して整理すべきであるにも拘わらず、支出伝票等や帳簿等の会計書類において支出科目が明確にされていないなど、区別されていなかったため、支出の書類からは、その経費のうちのいくらが本事業のために支出したかが分からない状況にあった。また、大部分では、そもそも領収書以外には支出伝票などの支出書類がなく、事業が終わってから領収書を分類して整理する、というような状況であった。

ウ 経費を本事業で負担する根拠については、賃金、旅費、需用費、通信運搬費などの根拠となる業務日誌などの記録がないこと、需用費や通信運搬費の支出の根拠となる適切な按分計算がないことなど、客観的に確認できるものが整理されていなかった。

(2) 県が確定した契約額に関する問題点

検証の結果、試算による実態の経費総額が県との契約額を下回っており、県が行った契約額の確定に誤りがあった可能性があることが認められたのは、「コモンズ」及び「子どもの研究所」の 2 事業者に係るものである。

また、契約書第 3 条によって事前に承認を得なければならないにも拘わらず、実態上、契約で約定した経費の 20% を超える増減が見られたもの (契約書第 3 条違反に該当するもの) は、「コモンズ」「里芋の会」「子どもの研究所」の 3 事業者である。

| 事業者     | 実績報告書記載の経費総額 | 監査において試算した経費総額 | 県の承認を得ていないにも拘わらず実態上20%を超える増減があった経費 |
|---------|--------------|----------------|------------------------------------|
| commons | 2,000,000円   | 1,937,578円     | 賃金, 報償費, 旅費, 需用費                   |
| 燦       | 400,000円     | 400,246円       |                                    |
| 里芋の会    | 400,000円     | 463,800円       | 需用費                                |
| 子どもの研究所 | 400,000円     | 381,132円       | 旅費, 通信運搬費, 人件費                     |

### (3) 県の履行確認検査の問題点

#### ア 実績報告書の確認

県は、事業者「燦」の実績報告書においては、市町村支援事業の実績として契約以前（平成16年度）の実績が記載されているにも拘わらずこれを認め、事業者「里芋の会」については、協力事業所確保事業において、契約日（平成17年9月5日）以前の期間の実績が記載されているにも拘わらず、これを認めた。

これらは、本来なら容認されず、検査に合格とは言えないものであるが、県はこれを見過ごしており、実質的には、県は検査を怠ったものと認められる。

#### イ 実態の確認

この契約では、発注者である県が経費の使途と金額を制限しているのであるから、県は、それらが実質的に遵守されているかどうかを事業者が有する証拠書類をもって検査する必要がある。

しかし、県は、提出された実績報告書に記載された金額のチェックを行ったのみで、実質的にそれが遵守されているかどうかの実態の確認を怠ったものと認められる。

### (4) 県が行った履行確認検査及び契約額の確定の妥当性に関する判断

県は、契約の履行確認の検査において、実績報告書の内容の不備を見落としただけでなく、履行確認の上で不可欠な実態調査を行わないなど、重要な職務を怠った。

その結果として、県は、実績報告書が事実と異なったものであることを確認できなかったこと、契約書第3条で約定した経費の制限に違反した事実が多数あることを確認できなかったことなど、履行確認において重大な欠陥が認められた。

従って、県は、実績報告書の再提出を求めて、改めて履行確認の検査を行うべきである。検査に当たっては、支出証拠書類の整理、支出事件ごとの支出科目の区別・整理、他経費との按分が必要な場合はその根拠及び計算内容の明確化が必要であることなどを踏まえて行うべきである。

また、契約額の確定についても、特に「commons」及び「子どもの研究所」においては、支払いの実態が不明な金額があり、確定額についても誤っていた可能性が認められたので、確定額が正しかったかどうかを確認し、必要がある場合は契約額の確定をやり直すべきである。

県が改めて履行確認の検査を実施した結果、確定額がすでに支払った代金額を下回る場合は、契約書第6条に従って事業者に対してその返還を求めるべきである。

なお、監査結果として示した試算額は、前提条件を仮定した場合の金額であり、再度の検査の結果、前提条件が変われば、おのずと金額も変わり得るものである。

## 3 その他の問題点

### (1) 契約の成果、仕様等の明確化に関する問題点

#### ア 実態

求めるべき業務及び成果が明確になっていないため、事業者の成果品提出義務や県の履行確認の根拠があいまいで、正確な検査ができない状況にあった。



成果について、実績報告書に詳細な内容（例えば、「協力事業所等確保事業」における事業所ごとの対応内容や受入れ上の課題、「市町村支援事業」における市町村ごとの課題や成果、進展状況）を記載するなどの条件を定めていないため、事業者が得た成果が事業者までの情報にとどまり県へは届いていないため、県としては、成果を取りこぼしている面が見られた。

イ 改善すべき事項

契約において、契約の履行によって県が得るべきものについて、事業内容及び成果を明確化するとともに履行確認検査の適正化の観点から、可能な限り具体的かつ詳細な仕様を示すよう改善すべきである。

(2) 経費配分の制限に関する問題点

ア 問題点

事業者における経費配分を制限していることについては、経費の使い方が詳細に示されていないため、事業者側がこれを遵守することに困難な面があり、また、これを県側が厳密に確認することも困難な状況にある。

加えて、人件費が主たる経費の対象になりうるにも拘わらず人件費への経費配分を制限しているため、実態とそぐわない面が見られた。

イ 改善すべき事項

こうした制限は、一般的な民間の請負契約の慣行にはなく、制限する意義も少ないことから、できる限り避けるべきであると考えられるが、こうした制限を行わざるを得ない場合は、契約において、それを確認したり適切な履行を確保する手段を用意すべきである。

なお、契約において規定すべき事項としては、次のようなものが考えられる。

本契約に係る会計処理を他の会計と明確に区別しておくことに関する規定

以下の書類の作成、保管、提出の義務付けに関する規定

活動日誌、事業者の業務全体の決算書、出納帳簿、委託事業費の決算額の詳細な計算書、事業者における他経費との按分の計算書等

証拠書類として認めるものの範囲及びその保管に関する規定

内容を特定できる証拠書類がないものは経費として認めないとする規定

違反した場合や虚偽の記載があった場合の罰則（違約金等）

また、事業を実施する上で、当然に事業者が必要とする経費については、適切に配分すべきである。

(3) 事業のあり方に関する問題点

ア 問題点

(ア) 県が担うべき役割等

本事業の目的を検証すると、各事業者との連絡調整、研修、事例集作成などの業務については、次の点から、県が直接実施すべき面が見られる。

事業目的が、引きこもり対策を完全に民間活動に任せるのではなく、県の誘導によって、各事業者間の連携及び公的機関との連携を確保しながら、いわば県、市町村、NPO等関係機関の「協働」による支援体制を築いていこうとするものであること。

連絡会や研修会は、特に民間事業者に委託しなくても、県が主体となって直接実施し得るものであること。

事例集作成については、公的に配付するものであるため、県の関与が不可欠であること。また、事例の提供さえ得られれば県が直接作成することに支障は認められないこと。

県が直接実施した方が、経費の節減にもつながる可能性があること。

(イ) 補助事業的性格

他方で、本事業のうち特に協力事業所等確保事業及び市町村等支援事業は、次の点で、補助事業的な性格も見られる。

得られる成果は、主に、県の成果というよりは、実施事業者等における成果であり、受益者も当事者、当事者の関係者、市町村等であること。

得られる成果が、契約して成功報酬を支払うほどに明確なものではないこと。また、成果としての評価も困難であること。

補助事業とした方が、経費の使途の制限がしやすく、履行確認の検査もしやすいものと考えられること。

イ 改善すべき事項

本事業は、県が直接実施すべき内容も含まれていると考えられるので、事業の目的を再確認し、県、市町村、NPO等関係機関の役割分担を再度検証し、事業のあり方についても、見直しを検討すべきである。

また、特に協力事業所等確保事業及び市町村等支援事業については、今後とも実施が必要と認められ県としての成果が期待できる場合は、補助事業としての予算化も含めて、そのあり方を検討すべきものと考えられる。

(4) 平成18年度事業の休止について

本件の請求人は平成18年度事業については休止するよう求めているが、本監査結果において、事業の改善を勧告するので、休止させる必要性は認められない。

4 結論

本件契約においては、所期の成果が外形的には概ね達成されたものと認められることから、県の損害は認められなかったが、県における契約の履行確認の検査において重要な是正すべき事項が認められたので、知事に対して次のとおり勧告する。

平成17年度の本事業において、事実と異なる実績報告書が提出されていたこと及び県が契約の履行確認の検査を怠ったことなどの重大な欠陥があったので、監査結果を踏まえて、各事業者に対して実績報告書の再提出を求め、改めて履行確認の検査を行い、契約額を再確認すること。また、契約額の再確認において、契約書第6条による返還が生じる場合は、事業者に対して、その履行を求めること。

平成18年度に同様の契約を行っているものについても、同様な誤りを繰り返さないよう、本監査結果を踏まえて改善すること。

これらの措置をとった上で、その内容及び結果を平成19年1月31日までに報告すること。

第5 監査結果に付す意見

本件に関連して、今後、留意又は検討すべき事項が認められたことから、知事に対して、次のとおり意見を付す。

(1) 本件のような誤りを繰り返さないよう、今後の同種の契約に当たっては、次の事項に留意されたい。

客観的な検査ができるよう、契約において県が得るべき成果を明確にすること。

必要に応じて会計処理のマニュアル等を示すとともに、事業者側の経費配分を制限する必要がある場合は、その制限が事業者によって履行されるよう、また、制限の履行を県が確認できるよう、当該事業に要した経費を他の経費と明確に区別するなどの適切な条件を付すこと。

履行確認において事業者側の会計処理を確認する必要があるものについては、検査に当たる職員は、真正な証拠書類によって確認すること。

(2) 県、市町村、NPO等関係機関の役割分担を再確認し、県において実施可能なものは県が直接実施すること、補助事業に適したものは補助事業とすること等を含めて、事業のあり方を再検討されたい。

## ひきこもり当事者への社会参加支援事業実施要項

## 第 1 目的

社会的ひきこもりの状態にある人（以下「ひきこもり者」という。）は全国で41万世帯と言われているが、その支援体制は整備されていない現状にある。ひきこもり者への支援にあたっては、適切な対応が必要であり、かつ長期化しやすいという特徴がある。

このため、ひきこもり者及びその家族に対する支援について、先駆的に実施しているNPO法人やその他の非営利団体（以下「NPO等」という。）を中心として、ネットワーク化を図ることにより、支援方策や支援体制について検討することを目的とする。また、地域において、ひきこもりに対する理解のある団体や事業者などを確保することにより、ひきこもり者の社会体験の場を広げ、ひきこもり者の社会参加を推進する。

## 第 2 実施主体

この事業の実施主体は、茨城県とする。

ただし、県は、事業を実施する能力があると認められる団体に委託することができる。

## 第 3 事業内容

ひきこもり者への支援方策や支援体制について検討するにあたり次の事業を実施する。なお、各事業の詳細については、別紙要領のとおりとする。

- 1 ひきこもり支援を行うNPO等のコーディネート事業
- 2 社会体験の場を提供する個人・協力団体・事業所等の確保事業
- 3 市町村等への支援事業
- 4 ひきこもり者等への支援に関する情報収集及び事例収集に係る事業

## 第 4 指導・監督

県は、受託者に対し、この事業が適切かつ効果的に実施されるよう指導・監督するものとする。

## 第 5 留意事項

事業の委託先においては、事業の実施にあたって、次の事項に留意すること。

- 1 本事業において知り得た個人情報を第三者へ漏らさないこと。また本事業に関する記録を適切に管理すること。
- 2 本事業を行うにあたっては、参加者の健康状態及び安全の確保に留意すること。

## 付則

この要項は、平成17年8月25日から施行する。

## 別紙

## ひきこもり支援を行うNPO等のコーディネート事業実施要領

## (目的)

- 1 ひきこもり者へ支援を行っているNPO等間の連携を図ることにより、支援している者同士が、その支援方法についての情報交換と情報の共有化を図り、それぞれが支援の手法を拡大することを目的とする。

## (事業実施者)

- 2 この事業の実施主体は、県が事業を委託したNPO法人（以下「総括NPO」という。）とする。

## (支援対象者)

- 3 この事業の対象者は、ひきこもり者への支援を行っているNPO等とする。

## (事業内容)

- 4 事業の内容は、次のとおりとする。

## (1) 既存のNPO等の連携及び調整

- (ア) ひきこもり者への支援を行う各NPO等間の連絡調整を行う。
- (イ) ひきこもり者への支援を行うNPO等で構成する連絡会の設置及びその事務局業務を行う。また、連絡会は年3回程度行うものとする。
- (ウ) 家族や保健所等から依頼のあったひきこもり者への支援体制について、NPO等との調整を行う。
- (エ) ひきこもり者へ支援しているNPO等の関係者を対象とした研修会を年2回開催する。
- (オ) ひきこもり者に先進的に支援を行っているNPO等の調査を行い、その団体等の一覧を作成する。

## (2) 新設NPO等に対する支援

- (ア) ひきこもり者への支援を目的としてNPOを新設しようとする団体に対しての必要な技術的支援を行うとともに、ひきこもり者への支援に係る助言を行う。

## (県への報告)

- 5 総括NPOは、連絡会や研修会の日時、場所、内容等を事前に県に報告するものとする。

## 社会体験の場を提供する個人・協力団体・事業所等の確保事業実施要領

## (目的)

- 1 ひきこもりに対して理解ある個人・団体・事業所等（以下「協力事業所」という。）の協力を得て、ひきこもり者の社会体験の場と機会を確保することにより、ひきこもり者の社会参加への支援体制を整備することを目的とする。

## (事業実施者)

- 2 この事業の実施主体は、県が事業を委託したNPO等とする。

## (事業内容)

- 3 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) NPO等は、事業所等に対し、ひきこもりに関する正しい理解についての普及啓発を行う。
- (2) NPO等は、社会体験の場として、各地域のひきこもり者に対して理解ある協力事業所の発掘及び登録しその管理を行う。
- (3) 登録した協力事業所の業種、箇所数、所在市町村について、総括NPOに報告する。

## (協力事業所の利用方法等)

- 4 ひきこもり者が社会体験の場として、協力事業所を利用する場合には、原則として次により取り扱う。

- (1) 他のNPO等に登録されている協力事業所の利用にあたっては、登録してあるNPO等に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (2) 協力事業所を登録してあるNPO等は、当該協力事業所を利用したい旨の連絡を受けた場合は、協力事業所と調整を行ったうえで利用の可否について連絡するものとする。
- (3) なお、協力事業所の利用者は、概ね18歳以上の者とする。

## (県への報告)

- 5 総括NPOは、各NPO等が登録した協力事業所の業種、箇所数、所在市町村の一覧を作成し、定期的（四半期毎）に県に報告するとともに、各NPO等へも情報を提供するものとする。

## 市町村等への支援事業実施要領

## (目的)

- 1 ひきこもりに関する相談等に対応している市町村職員が、その支援方策（手法・技法）を持っているNPO等と連携を図り、また情報交換を図ることにより、ひきこもりに関して正しい認識をもち、ひきこもり者やその家族に対し適切な支援ができることを目的とする。

## (事業実施者)

- 2 この事業の実施主体は、県が事業を委託したNPO等とする。

## (支援対象者)

- 3 ひきこもり者又はその家族等に対し相談・支援を行っている市町村職員等とする。

## (事業内容)

- 4 事業の内容は、次のとおりとする。

## (1) ひきこもり相談を受けている市町村に対する啓発

地域保健相談の一環として、ひきこもりの相談を受けている市町村の職員に対し、ひきこもりに関する正しい理解ができるよう啓発普及を行う。

## (2) 市町村との情報交換

市町村の求めに応じて、市町村で関わっているケースの検討会等を行い、ひきこもり者への支援に関し具体的な方法等について情報交換を行う。

## (実施方法)

- 5 事業の実施は、次のとおりとする。

(1) NPO等からの支援を受けようとする市町村は、直接総括NPOに連絡し、その内容や日程について調整を依頼するものとする。

(2) 総括NPOは、依頼内容により、NPO等との調整を行い、依頼を受けたNPO等が市町村への支援を行うものとする。

## (報告)

- 6 NPO等は、市町村等へ支援を行った場合、支援した内容等を定期的（四半期毎）に総括NPOに報告するものとする。また、総括NPOは、市町村に対し支援した内容等を取りまとめ、定期的（四半期毎）に県に報告するものとする。

## ひきこもり者等への支援に関する情報収集及び事例収集に係る事業実施要領

## (目的)

- 1 ひきこもり者へ支援を行っているNPO等の活動状況等の事例を収集し、取りまとめを行うとともに、ひきこもり者への対応方法を集積することにより、ひきこもり者の支援についての具体的手法を広めることを目的とする。

## (事業実施者)

- 2 この事業の実施主体は、総括NPOとする。

## (事業内容)

- 3 総括NPOは、ひきこもり者へ支援しているNPO等の協力を得て、次の事業を実施する。

## (1) NPO等の活動状況や支援状況の取りまとめ

(ア) 先駆的にひきこもり者支援に取り組んでいるNPO等の活動状況や支援方法等について取りまとめる。

(イ) 社会参加に結びついた事例について、その支援方法等を分析し、ひきこもり者への支援の方法について検討する。検討の際は、ひきこもり者への支援を行うNPO等で構成する連絡会を活用するものとする。

## (2) 先進的な支援を行っているNPO等の調査

他県における先進的なひきこもり者への支援策や事例について調査し整理する。

- (3) ひきこもり者や家族のニーズ、あるいはひきこもり者への支援を行っているNPO等のニーズについて調査を行い、ひきこもりへの効果的な支援対策について取りまとめる。

## (4) ひきこもり者への支援に関する事例集の作成に向けた準備

総括NPOは、NPO等が支援したひきこもり者への事例をとおして、ひきこもり者を抱える家族の参考となるような事例集の作成に向けた検討を行い、そのために事例の収集に努める。検討の際は、ひきこもり者への支援を行うNPO等で構成する連絡会を活用するものとする。

## (報告)

- 4 総括NPOは、NPO等の活動状況や支援状況、調査した他県の先進的な支援やニーズのとりまとめ、年1回、県に報告するものとする。

別表

別紙 2

## 平成17年度ひきこもり当事者への社会参加支援事業経費配分計画書 (事業 1)

| 経費区分          | 予算額 (円)              | 内 容                   |                                  |
|---------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 賃金            | 660,800              | コーディネーター事業<br>雇い上げ    | @5,900円 × 4日 × 28週 = 660,800     |
| 報償費           | 120,000              | コーディネーター事業<br>研修会講師   | @20,000円 × 3時間 × 2回 = 120,000    |
| 旅費            | 459,000              | コーディネーター事業<br>NPO連絡旅費 | @3,000円 × 2人 × 5ヶ所 × 2回 = 60,000 |
|               |                      | 雇い上げ者交通費              | @1,000円 × 4日 × 28週 = 112,000     |
|               |                      | 講師旅費                  | @10,000円 × 2人 = 20,000           |
|               |                      | 講師連絡旅費                | @5,000円 × 5回 = 25,000            |
|               |                      | 協力事業所確保<br>事業所等連絡旅費   | @2,000円 × 4回 × 9月 = 72,000       |
|               |                      | 連絡会・研修会出席旅費           | @3,000円 × 2人 × 5回 = 30,000       |
|               |                      | 市町村支援<br>市町村等連絡旅費     | @2,000円 × 2回 × 9月 = 72,000       |
|               |                      | NPO連絡旅費               | @2,000円 × 4回 = 8,000             |
|               |                      | 事例集作成<br>NPO連絡旅費      | @3,000円 × 2人 × 5ヶ所 × 2回 = 60,000 |
| 需用費<br>(消耗品費) | 525,200<br>(313,200) | コーディネーター事業<br>会議資料    | @10,000円 × 3回 = 30,000           |
|               |                      | 事務用品                  | @10,000円 × 7月 = 70,000           |
|               |                      | 研修資料                  | @16,100円 × 2回 = 32,200           |
|               |                      | 協力事業所確保<br>チラシ等広報資料作成 | @50,000円 × 1回 = 50,000           |
|               |                      | 事務用品                  | @5,000円 × 7月 = 35,000            |
|               |                      | 市町村支援<br>事務用品         | @16,000円 × 1回 = 16,000           |
|               |                      | 事例集作成<br>コピー用紙等       | @8円 × 10,000枚 = 80,000           |
| (印刷製本費)       | (212,000)            | コーディネーター事業<br>コピー代    | @10,000円 × 7月 = 70,000           |
|               |                      | 協力事業所確保<br>コピー代       | @3,000円 × 7月 = 21,000            |
|               |                      | 市町村支援<br>コピー代         | @3,000円 × 7月 = 21,000            |
|               |                      | 事例集作成<br>報告書作成        | @500円 × 200部 = 100,000           |



|       |           |            |                 |         |
|-------|-----------|------------|-----------------|---------|
| 通信運搬費 | 185,000   | コーディネート事業  |                 |         |
|       |           | 電話・インターネット | @15,000円 × 7月 = | 105,000 |
|       |           | 切手         | @5,000円 × 1回 =  | 5,000   |
|       |           | 協力事業所確保    |                 |         |
|       |           | 電話・インターネット | @5,000円 × 7月 =  | 35,000  |
|       |           | 切手         | @5,000円 × 1回 =  | 5,000   |
| 市町村支援 |           | 電話・インターネット | @5,000円 × 7月 =  | 35,000  |
|       |           |            |                 |         |
| 使用料   | 50,000    | コーディネート事業  |                 |         |
|       |           | 連絡会会場借上げ   | @10,000円 × 3回 = | 30,000  |
|       |           | 研修会会場借上げ   | @10,000円 × 2回 = | 20,000  |
| 合計    | 2,000,000 |            |                 |         |

別表

別紙 3

## 平成17年度ひきこもり当事者への社会参加支援事業経費配分計画書 (事業 2)

| 経費区分          | 予算額 (円)              | 内 容         |                            |
|---------------|----------------------|-------------|----------------------------|
| 旅費            | 182,000              | 協力事業所確保     |                            |
|               |                      | 事業所等連絡旅費    | @2,000円 × 4回 × 9月 = 72,000 |
|               |                      | 連絡会・研修会出席旅費 | @3,000円 × 2人 × 5回 = 30,000 |
|               |                      | 市町村支援       |                            |
|               |                      | 市町村等連絡旅費    | @2,000円 × 2回 × 9月 = 72,000 |
|               |                      | NPO連絡旅費     | @2,000円 × 4回 = 8,000       |
| 需用費<br>(消耗品費) | 143,000<br>(101,000) | 協力事業所確保     |                            |
|               |                      | チラシ等広報資料作成  | @50,000円 × 1回 = 50,000     |
|               |                      | 事務用品        | @5,000円 × 7月 = 35,000      |
|               |                      | 市町村支援       |                            |
|               |                      | 事務用品        | @16,000円 × 1回 = 16,000     |
| (印刷製本費)       | (42,000)             | 協力事業所確保     |                            |
|               |                      | コピー代        | @3,000円 × 7月 = 21,000      |
|               |                      | 市町村支援       |                            |
|               |                      | コピー代        | @3,000円 × 7月 = 21,000      |
| 通信運搬費         | 75,000               | 協力事業所確保     |                            |
|               |                      | 電話・インターネット  | @5,000円 × 7月 = 35,000      |
|               |                      | 切手          | @5,000円 × 1回 = 5,000       |
|               |                      | 市町村支援       |                            |
|               |                      | 電話・インターネット  | @5,000円 × 7月 = 35,000      |
| 合計            | 400,000              |             |                            |

## 茨城県監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年12月25日

茨城県監査委員 葉 梨 衛  
同 鶴 岡 正 彦  
同 寺 門 義 一  
同 平 田 公 敏

| 機 関 名                 | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                 |
|-----------------------|------------|-------------------------------------------|
| 稲 敷 県 税 事 務 所         | 18. 9. 7   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 筑 西 県 税 事 務 所         | 18. 9. 13  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 議 会 事 務 局             | 18. 9. 14  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 教 育 庁 財 務 課           | 18. 9. 22  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 人 事 委 員 会 事 務 局       | 18. 9. 22  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 境 県 税 事 務 所           | 18. 9. 22  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 境 土 地 改 良 事 務 所       | 18. 9. 22  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 境 土 木 事 務 所           | 18. 9. 22  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 保 健 福 祉 部 薬 務 課       | 18. 9. 27  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 自 転 車 競 技 事 務 所       | 18. 10. 2  | 財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 県 立 大 子 養 護 学 校       | 18. 10. 2  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 産 業 技 術 短 期 大 学 校 | 18. 10. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 東 京 事 務 所             | 18. 10. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 日 立 港 湾 事 務 所         | 18. 10. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 鉾 田 保 健 所             | 18. 10. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 鹿 島 港 湾 事 務 所         | 18. 10. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 土 浦 県 税 事 務 所         | 18. 10. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 竜 ヶ 崎 土 木 事 務 所       | 18. 10. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 多 賀 高 等 学 校       | 18. 10. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 行 方 県 税 事 務 所         | 18. 10. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |

| 機 関 名                               | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                      |
|-------------------------------------|------------|------------------------------------------------|
| 潮 来 土 木 事 務 所                       | 18. 10. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 大 洗 港 湾 事 務 所                       | 18. 10. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 県 立 消 防 学 校                         | 18. 10. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 潮 来 保 健 所                           | 18. 10. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 筑 西 土 地 改 良 事 務 所                   | 18. 10. 25 | 財務に関する事務の執行は、契約及び補助金に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 筑 西 土 木 事 務 所                       | 18. 10. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 那 珂 久 慈 流 域 下 水 道 事 務 所             | 18. 10. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 自 治 研 修 所                           | 18. 10. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 県立産業技術短期大学校併設<br>水戸産業技術専門学院         | 18. 10. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 農業総合センター 鹿島地帯特産指導所                  | 18. 10. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 鉾 田 土 地 改 良 事 務 所                   | 18. 11. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 鉾 田 土 木 事 務 所                       | 18. 11. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 県 立 大 宮 工 業 高 等 学 校                 | 18. 11. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 工業技術センター 窯業指導所                      | 18. 11. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 県 北 教 育 事 務 所                       | 18. 11. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 県 立 大 洗 高 等 学 校                     | 18. 11. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 大 阪 事 務 所                           | 18. 11. 9  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 農業総合センター 山間地帯特産指導所                  | 18. 11. 9  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 常 陸 那 珂 港 湾 事 務 所                   | 18. 11. 9  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 那 珂 水 系 ダ ム 建 設 事 務 所               | 18. 11. 9  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>常陸太田地域農業改良普及センター | 18. 11. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 土 浦 土 地 改 良 事 務 所                   | 18. 11. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 水 戸 土 木 事 務 所                       | 18. 11. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |
| 土 浦 土 木 事 務 所                       | 18. 11. 13 | 財務に関する事務の執行は、財産の管理に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。   |
| 常 総 土 木 事 務 所                       | 18. 11. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                   |

| 機 関 名                               | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                 |
|-------------------------------------|------------|-------------------------------------------|
| 借 楽 園 事 務 所                         | 18. 11. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 盲 学 校                           | 18. 11. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>常陸大宮地域農業改良普及センター | 18. 11. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 高 萩 警 察 署                           | 18. 11. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 日 立 産 業 技 術 専 門 学 院             | 18. 11. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 借 楽 園 事 務 所 大 洗 都 市 公 園 事 務 所       | 18. 11. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 教 育 研 修 セ ン タ ー                     | 18. 11. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 日 立 商 業 高 等 学 校                 | 18. 11. 16 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 農 業 総 合 セ ン タ ー                     | 18. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 下 妻 第 一 高 等 学 校                 | 18. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 高 萩 土 地 改 良 事 務 所                   | 18. 11. 27 | 財務に関する事務の執行は、工事に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 高 萩 土 木 事 務 所                       | 18. 11. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 工 業 技 術 セ ン タ ー 織 維 工 業 指 導 所       | 18. 11. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 小 川 高 等 学 校                     | 18. 11. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 友 部 養 護 学 校                     | 18. 11. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 水 戸 農 業 高 等 学 校                 | 18. 11. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 古 河 第 一 高 等 学 校                 | 18. 11. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 県 立 境 高 等 学 校                       | 18. 11. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |

茨城県監査委員公告第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年12月25日

|         |   |   |    |
|---------|---|---|----|
| 茨城県監査委員 | 葉 | 梨 | 衛  |
| 同       | 鶴 | 岡 | 正彦 |
| 同       | 寺 | 門 | 義一 |
| 同       | 平 | 田 | 公敏 |

| 団 体 名             | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                | 監 査 の 結 果                                       |
|-------------------|------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 財団法人 グリーンふるさと振興機構 | 18. 9. 28  | 平成17年度 | 県出資金 922,550,000円<br>(基本金) 1,022,850,000円<br>[補助金]<br>グリーンふるさと振興機構運営費補助金 53,781,000円                                                                                                                     | 出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。          |
| 株式会社 ひたちなか都市開発    | 18. 9. 28  | 平成17年度 | 県出資金 1,300,000,000円<br>(基本金) 2,550,000,000円                                                                                                                                                              | 出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 鹿島都市開発株式会社        | 18. 10. 24 | 平成17年度 | 県出資金 693,000,000円<br>(基本金) 1,480,800,000円<br>[貸付金]<br>茨城県鹿島地域商業・業務拠点整備資金貸付金 10,944,899,000円<br>[公の施設管理委託料]<br>県立カシマサッカースタジアム 227,243,100円<br>鹿島セントラルモール 52,980,341円                                      | 出資、公の施設管理委託及び貸付金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 財団法人 茨城県環境保全事業団   | 18. 10. 25 | 平成17年度 | 県出資金 768,274,300円<br>(基本金) 768,274,300円<br>建設基金県出資金 1,000,000,000円<br>(基本金) 3,273,810,000円<br>[補助金]<br>廃棄物学習施設整備事業費補助金 149,100,000円<br>[損失補償限度額] 18,200,000,000円<br>[貸付金]<br>公共処分場整備推進事業費 1,100,000,000円 | 出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。         |
| 財団法人 茨城県看護教育財団    | 18. 10. 27 | 平成17年度 | 県出資金 750,000,000円<br>(基本金) 1,000,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県看護教育財団運営費補助金 16,490,000円<br>看護師等養成所運営費補助金 20,344,000円                                                                                           | 出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。          |
| 茨城県道路公社           | 18. 10. 31 | 平成17年度 | 県出資金 9,232,800,000円<br>(基本金) 11,706,300,000円<br>[貸付金]                                                                                                                                                    | 出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。         |

| 団 体 名                      | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                                               | 監 査 の 結 果                                                   |
|----------------------------|------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
|                            |            |        | 茨城県道路公社事業運営資金貸付金<br>1,660,000,000円<br>[債務保証限度額] 18,000,000,000円                                                                                                                                                                                         |                                                             |
| 財団法人 いば<br>らき文化振興財<br>団    | 18. 10. 31 | 平成17年度 | 県出資金等 730,000,000円<br>(基本金等) 730,000,000円<br>[補助金]<br>いばらき文化振興財団運営費補助金<br>103,138,658円<br>[公の施設管理委託料]<br>茨城県立県民文化センター管理業務及<br>び施設使用料徴収事務委託<br>315,898,576円                                                                                              | 出資、公の施設管理委託及<br>び補助金に係る出納その他の<br>事務の執行は、適正に処理さ<br>れたものと認める。 |
| 茨城県住宅供給<br>公社              | 18. 10. 31 | 平成17年度 | 県出資金 5,000,000円<br>(基本金) 10,000,000円<br>[貸付金]<br>一般事業貸付金 4,500,000,000円<br>公営住宅先行取得資金<br>1,529,782,000円<br>茨城県シニア住宅供給事業資金<br>1,000,000,000円<br>[損失補償限度額] 68,000,000,000円                                                                                | 出資及び貸付金等に係る出<br>納その他の事務の執行は、適<br>正に処理されたものと認める。             |
| 財団法人 茨城<br>県建設技術管理<br>センター | 18. 11. 15 | 平成17年度 | 県出資金 28,000,000円<br>(基本金) 112,000,000円                                                                                                                                                                                                                  | 出資に係る出納その他の事<br>務の執行は、適正に処理され<br>たものと認める。                   |
| 財団法人 茨城<br>県中小企業振興<br>公社   | 18. 11. 24 | 平成17年度 | 県出資金 35,000,000円<br>(基本金) 35,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県中小企業振興公社指導事業費等<br>補助金 41,003,224円<br>ビジネス強化支援事業費補助金<br>2,619,375円<br>茨城県中小企業振興公社新事業創出支<br>援事業補助金 44,519,573円<br>知的所有権センター事業推進費補助金<br>29,867,798円<br>中小企業情報化促進事業費補助金<br>49,105,000円<br>設備資金貸付事業費補助金 | 出資及び補助金等に係る出<br>納その他の事務の執行は、適<br>正に処理されたものと認める。             |

| 団 体 名             | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                              | 監 査 の 結 果                                  |
|-------------------|------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|                   |            |        | 27,375,735円<br>茨城県中心市街地商業活性化推進事業<br>費補助金 7,387,635円<br>茨城県中小企業経営資源強化対策費補<br>助金 140,115,064円<br>[貸付金]<br>小規模企業者等設備導入資金貸付金<br>680,320,000円<br>[損失補償]<br>中小企業設備貸与事業に係る損失補償<br>27,746,032円 |                                            |
| 財団法人 茨城<br>県職員互助会 | 18. 11. 28 | 平成17年度 | [補助金]<br>財団法人茨城県職員互助会運営費補助<br>金 132,178,000円                                                                                                                                           | 補助金に係る出納その他の<br>事務の執行は、適正に処理さ<br>れたものと認める。 |

## 茨城県監査委員公告第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査結果に基づき講じた措置について、茨城県教育委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年12月25日

茨城県監査委員 葉 梨 衛  
同 鶴 岡 正 彦  
同 寺 門 義 一  
同 平 田 公 敏

|                                                                                                              |                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 監査対象機関名<br>教育庁生涯学習課                                                                                          | 監査実施年月日<br>平成18年 8 月 1 日 |
| 監査の結果<br>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。<br>茨城県生涯学習推進計画の印刷物について、成果品が納入されていないにもかかわらず、納品の検査を確認済とし、支出命令をしたことは適切でない。 |                          |
| 上記に対する措置状況<br>茨城県財務規則に沿った取り扱いを徹底するとともに、チェック体制をより一層強化し、同様な誤りが二度と生じないよう適正な事務処理に努めることとした。                       |                          |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)